

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ

令和6年10月

## 1. 大阪府母子保健・母子医療事業実績報告

1. 小児慢性特定疾病医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 先天性代謝異常等検査事業、新生児ダブルクリニック実証事業・・・・・・・・・・ 6
3. 周産期医療体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 2. 慢性疾患児の在宅療養支援対策

1. 在宅支援体制の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 小児在宅医診療促進事業（地域医療介護総合確保基金事業）・・・・・・・・・・ 12
3. 大阪府難病児者支援対策会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4. 移行期医療支援体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 3. 妊娠・性の健康に関する事業

1. 不妊・不育症対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. プレコンセプションケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 妊婦健康診査の公費負担関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
4. 産婦健康診査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
5. HTLV-1 母子感染予防対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 4. 児童虐待予防対策

1. 大阪府における児童虐待の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. 「にんしんSOS」の概要・実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3. 児童虐待予防対策（人材育成研修等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

## 5. その他

1. 妊娠・出産包括支事業及び推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
2. 新生児聴覚検査推進体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
3. 成育医療基本方針（健やか親子21）の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
4. 母子保健における発達障がい児に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
5. 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業・・・・・・・・・・・・・・ 47
6. 母子グループの直近3か年の予算の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
7. 令和7年度 健康医療における国の施策に関する提案・要望・・・・・・・・・・・・・・ 51

# 1. 令和5年度大阪府母子保健・母子医療事業実績報告

## 1. 小児慢性特定疾病医療費助成制度

### (1) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部の助成を行う。

#### ① 事業概要（平成27年1月 制度改正）

	医療給付
根拠法令	児童福祉法第19条の2
事業開始	昭和49年度
実施主体	都道府県、政令指定都市、中核市、児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く）に居住し、認定基準を満たす児童</li> <li>対象年齢：18歳未満（継続治療が必要な者は、20歳の誕生日の前日まで延長可能）</li> </ul>
給付方法	指定医療機関（薬局・訪問看護含む）（うち大阪府指定：令和5年3月末現在2,350か所）にて給付
自己負担	所得に応じ、医療機関に納める
申請手続	医療費支給認定申請書に、医療機関の意見書や所得証明書類等を添えて、保護者が保健所に申請
対象疾患	16疾患群788疾病（令和3年11月から）

#### ② 実施状況

年度	交付件数（うち新規）	決算額	手帳交付件数（交付率）
H28	3,930件（538件）	1,154,173千円	865件（22.0%）
H29	3,935件（568件）	1,107,060千円	787件（20.0%）
H30	3,668件（415件）	1,078,102千円	693件（18.9%）
R1	3,293件（336件）	1,096,197千円	689件（20.9%）
R2	3,258件（288件）	922,087千円	343件（10.5%）
R3	2,706件（344件）	927,210千円	2,706件（100%）
R4	2,738件（350件）	914,930千円	350件（12.8%）
R5	2,733件（321件）	933,290千円	787件（28.8%）

※令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により受給資格を1年間自動延長

#### ③ 近年の傾向

項目	傾向	集計年度
受給者の多い疾患群	① 慢性心疾患（519件） ② 内分泌疾患（451件） ③ 神経・筋疾患（359件）	R5
受給者の多い疾患名	① 成長ホルモン（GH）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）（142件） ② 1型糖尿病（136件） ③ フォンタン術後症候群（119件）	R5
平均診療日数	令和4年度より入院・通院ともに微減	R5

(2) その他関連事業

① 難病児等ピアカウンセリング等事業（平成 20 年 11 月から実施）

○ 事業概要

小児慢性特定疾病児及びその保護者等に対して、日常的な不安や悩みの軽減を図るため、小児慢性特定疾病児既養育者等による助言・相談（ピアカウンセリング）等を実施している。  
\*平成 23 年度 1 月より平成 27 年 3 月 31 日まで大阪市と共同実施。

○ 実施内容

電話相談・面接相談	相談日	月・水・金
	相談時間	午前 10:00~午後 3:00 ※祝日及び 12 月 29 日~翌年 1 月 3 日は除く。
	相談員	ピアカウンセラー
	利用方法	相談専用電話 06-6809-3869 ※面接相談は事前に予約が必要
	場所	大阪難病相談支援センター（大阪府こころの健康総合センター3 階）
	内容	電話・面接・保健所への派遣等によるピアカウンセリング等の実施 交流の場の提供等ピアサポートの実施 等

○ 相談件数（人）

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府	大阪府
電話相談	83	81	89	70	57	67	34
面接相談	27	16	10	7	0	1	2
その他※1 〔上段：開催回数 下段：参加人数〕	(21 回) 507	(27 回) 534	(18 回) 404	0	0	0	0
派遣相談※2 〔上段：開催回数 下段：参加人数〕	(2 回) 75	0	0	0	0	0	0

※1 その他：疾患別の親子教室、交流会等での相談実績

※2 派遣相談は、交流会等で集団支援による実施のため、参加人数を記載

※令和 3 年 4 月に現在地に移転

小児慢性特定疾病 疾患群・疾患名別交付者数 (令和5年度)

悪性新生物	慢性腎疾患		慢性呼吸器疾患		慢性心疾患		内分泌疾患		膠原病	
	72	40	47	119	47	119	47	119	142	37
前駆B細胞急性リンパ性白血病	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
神経芽腫	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
48から68までに掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
骨肉腫	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
ランゲルハンス細胞組織球症	173	173	173	173	173	173	173	173	173	173
その他	306	172	118	519	9	232	232	232	141	16
計	306	172	118	519	9	232	232	232	141	16

糖尿病	先天性代謝異常		血液疾患		免疫疾患		神経・筋疾患		慢性消化器疾患	
	136	9	16	4	16	4	16	4	111	55
1型糖尿病	15	6	12	5	12	5	12	5	12	5
2型糖尿病	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6
新生児糖尿病	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5
1から6までに掲げるもののほか、糖尿病	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3
インスリン受容体異常症	0	43	43	43	43	43	43	43	43	43
若年発症成人型糖尿病(MODY)	155	72	56	19	56	19	56	19	56	19
計	155	72	56	19	56	19	56	19	56	19

染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患		骨系統疾患		脈管系疾患	
	14	14	14	21	21	3
ダウン症候群	14	14	14	14	14	14
14から68までに掲げるもののほか、染色体異常(ウィリアムズ症候群及びフラッター・ウィリアムズ症候群を除く。)	8	8	8	8	8	8
18トリソミー症候群	7	7	7	7	7	7
アンジェルマン症候群	3	3	3	3	3	3
13トリソミー症候群	27	27	27	27	27	27
その他	73	17	52	11	52	11
計	73	17	52	11	52	11

※令和2年度から複数疾患で認定されているものについては、それぞれの疾患で計上

小児慢性特定疾病 給付一人あたりの平均診療日数(疾患群・入通院区別)

年度 疾患群	H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		給付一人あたりの平均診療日数(平均診療日数(H29~R5))					
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日						
悪性新生物	入院	160	11,866	74.2	148	10,535	71.2	137	9,314	68.0	131	8,084	61.8	108	6,770	62.7	107	6,013	56.2	65.5
	通院	245	4,721	19.3	239	4,735	19.8	224	3,711	16.6	211	3,282	15.4	198	3,638	18.4	216	3,153	14.6	16.9
慢性腎疾患	入院	80	1,562	19.5	76	1,534	20.2	58	1,028	17.7	48	1,054	22.0	37	1,060	28.6	33	957	16.9	20.9
	通院	282	4,215	16.7	222	3,381	15.2	199	2,892	13.5	192	2,639	13.7	189	2,122	13.3	149	1,810	12.1	13.9
慢性呼吸器疾患	入院	85	3,491	41.1	96	4,471	46.6	88	4,289	48.7	71	3,164	44.6	82	3,186	38.9	79	3,004	38.0	42.5
	通院	61	5,425	88.9	51	5,094	99.9	55	4,519	82.2	64	4,597	71.7	66	4,851	73.5	52	4,339	85.1	85.8
慢性心疾患	入院	280	10,084	38.8	259	9,495	36.7	234	7,574	32.4	204	6,076	29.8	189	6,080	32.0	182	4,999	27.5	32.0
	通院	506	8,425	16.7	433	7,589	17.5	422	6,849	16.2	404	6,408	16.0	374	6,492	17.3	313	5,961	19.0	17.5
内分泌疾患	入院	55	1,200	21.8	52	2,106	42.2	47	1,358	28.9	31	1,557	50.2	28	982	35.4	25	483	19.3	30.8
	通院	1,239	11,401	9.2	1,099	9,921	9.0	974	8,024	8.2	721	6,964	9.7	664	6,322	9.5	506	4,755	9.4	9.1
膠原病	入院	27	475	17.6	22	438	19.9	23	514	22.3	13	165	12.7	13	223	17.2	12	471	39.3	21.7
	通院	100	2,005	20.1	112	2,074	18.5	108	1,736	16.1	111	1,704	15.4	112	1,584	14.1	84	1,368	16.3	16.2
糖尿	入院	25	409	16.4	28	272	9.7	18	248	13.5	19	344	18.1	20	160	8.0	18	268	14.9	12.9
	通院	182	3,119	17.1	183	3,236	17.7	177	2,715	15.3	149	2,398	16.1	148	2,447	16.4	137	2,397	17.5	16.8
先天性代謝異常	入院	47	1,757	37.4	39	1,857	47.6	35	1,276	36.5	26	658	25.3	31	755	24.4	25	969	38.8	34.1
	通院	54	1,914	35.4	60	1,751	29.2	52	1,476	28.4	55	1,298	23.6	50	1,295	25.9	44	1,577	35.8	30.9
血液疾患	入院	32	1,380	42.5	26	220	8.5	20	320	16.0	12	270	22.5	11	181	16.5	6	448	74.7	28.7
	通院	74	1,570	21.2	67	1,102	16.4	61	1,046	17.2	64	763	11.9	54	803	14.9	54	821	15.2	16.0
免疫疾患	入院	8	295	36.9	11	380	32.7	16	825	51.6	9	309	34.3	13	553	42.5	7	311	44.4	36.0
	通院	16	420	26.3	29	308	10.6	26	351	13.5	27	366	13.6	23	401	17.4	23	331	14.4	15.7
神経・筋疾患	入院	181	6,319	34.9	166	6,455	38.9	182	5,483	33.8	160	4,866	30.5	147	4,642	31.6	157	4,183	26.6	32.1
	通院	247	13,414	54.3	204	12,827	48.6	244	12,272	50.3	224	10,552	47.1	215	10,334	43.1	190	10,280	54.1	50.7
慢性消化器疾患	入院	90	2,167	24.1	83	2,473	29.8	72	1,436	19.9	74	1,079	14.6	74	1,404	19.0	64	1,235	19.3	20.5
	通院	99	2,256	22.8	107	2,163	20.2	117	1,836	15.7	113	2,088	18.3	129	2,124	16.5	134	2,156	16.1	17.7
染色体又は遺伝子に異常を伴う症候群	入院	43	1,977	43.7	55	2,279	41.4	46	1,733	37.7	41	1,388	33.9	37	1,584	42.8	37	1,423	38.5	39.1
	通院	43	2,886	66.7	43	2,910	67.7	54	2,561	47.4	57	2,456	43.1	56	2,415	43.1	45	2,353	52.3	53.1
皮膚疾患	入院	3	28	-	3	20	6.7	2	59	29.5	3	63	21.0	3	-	#DIV/0!	2	24	12.0	15.2
	通院	11	40	3.6	10	70	7.0	13	91	7.0	9	88	9.8	13	94	7.2	8	83	10.4	8.5
骨系統疾患	入院	12	93	7.8	11	238	21.5	10	137	13.7	10	137	13.7	10	161	25.0	14	356	25.4	18.4
	通院	80	802	10.8	82	586	9.5	82	586	9.5	56	691	12.3	58	626	11.2	47	669	14.2	12.4
脈管系疾患	入院	1	11	11.0	2	188	94.5	3	191	6.3	3	191	6.3	1	2	2.0	1	4	4.0	21.7
	通院	3	18	6.0	5	38	7.6	5	38	7.6	3	39	13.0	3	20	6.7	4	14	3.5	7.4
全体(計)	入院	1,096	42,890	39.1	1,064	42,605	40.0	958	35,455	37.0	855	29,263	34.2	806	28,162	34.9	777	25,190	33.7	35.6
	通院	3,129	61,791	19.7	2,919	57,171	19.6	2,726	49,878	18.3	2,460	46,333	18.8	2,381	45,460	19.1	1,998	43,710	21.9	19.8

※旧制度の血友病等血液・免疫疾患は制度改正により血液疾患と免疫疾患に分かれたため、血液疾患として計上

小児慢性特定疾病 総医療費の推移

単位：百万円

種別・疾患群	医療費								増減率 (H29⇒R5)
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
入院	悪性新生物	1,035.0	989.7	959.2	713.5	932.2	792.6	772.0	0.7
	慢性腎疾患	104.7	106.4	76.1	71.3	66.8	88.9	53.6	0.5
	慢性呼吸器疾患	253.9	320.5	281.9	219.1	238.0	278.4	244.0	1.0
	慢性心疾患	1,012.9	1,101.0	848.9	679.0	680.6	687.8	652.0	0.6
	内分泌疾患	86.5	142.4	93.9	120.7	76.9	55.9	67.6	0.8
	膠原病	25.2	29.6	30.9	10.1	12.5	38.6	12.0	0.5
	糖尿病	19.7	13.8	13.7	21.0	10.1	17.2	13.7	0.7
	先天性代謝異常	321.8	220.1	124.8	80.0	102.5	120.6	147.9	0.5
	血液疾患	130.9	24.3	35.8	35.5	20.5	44.9	38.6	0.3
	免疫疾患	21.4	53.7	68.4	29.5	75.5	30.7	3.9	0.2
	神経・筋疾患	402.3	531.6	527.1	483.2	429.8	580.7	437.0	1.1
	慢性消化器疾患	133.5	196.9	127.4	86.6	124.7	120.4	109.2	0.8
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	122.6	155.1	122.1	100.2	119.3	114.4	99.2	0.8
	皮膚疾患	1.6	1.6	3.4	5.3	0.0	1.3	0.5	-
	骨系統疾患				9.1	10.2	25.4	26.7	-
	脈管系疾患				2.1	0.2	0.3	1.4	-
計	3,672	3,887	3,314	2,666	2,900	2,998	2,679	0.7	
通院	悪性新生物	203.0	120.4	109.7	114.7	88.4	92.9	86.2	0.4
	慢性腎疾患	206.7	156.0	133.7	139.7	124.7	117.2	105.9	0.5
	慢性呼吸器疾患	290.1	214.5	200.5	210.3	227.5	243.8	201.9	0.7
	慢性心疾患	623.4	349.4	387.8	358.7	388.6	382.7	326.6	0.5
	内分泌疾患	2,236.8	1,279.1	965.5	794.3	705.8	566.5	451.8	0.2
	膠原病	196.4	137.8	135.4	135.2	124.6	109.1	0.0	0.0
	糖尿病	162.1	108.3	89.6	86.5	90.1	92.6	111.7	0.7
	先天性代謝異常	281.2	298.7	343.3	400.0	465.2	513.1	467.9	1.7
	血液疾患	716.4	619.1	583.8	507.3	514.7	451.6	398.6	0.6
	免疫疾患	15.0	5.1	13.3	19.6	14.2	11.0	30.9	2.1
	神経・筋疾患	370.6	292.8	287.0	282.5	288.4	390.0	399.4	1.1
	慢性消化器疾患	228.5	139.3	127.6	153.5	168.7	227.0	222.8	1.0
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	107.9	92.9	77.2	80.8	75.6	80.7	73.5	0.7
	皮膚疾患	0.5	0.6	1.4	4.0	3.2	5.9	52.1	111.7
	骨系統疾患				100.4	109.9	175.6	447.2	-
	脈管系疾患				0.7	0.1	0.1	2.2	-
計	5,639	3,814	3,456	3,388	3,390	3,460	3,379	0.6	
訪問看護	悪性新生物	42.7	10.4	7.6	5.9	5.0	6.2	78.4	1.8
	慢性腎疾患	6.4	6.8	5.9	5.2	6.4	9.8	79.7	12.4
	慢性呼吸器疾患	283.5	119.1	124.8	112.0	122.9	128.3	904.2	3.2
	慢性心疾患	144.5	65.8	67.6	62.7	69.3	55.4	507.6	3.5
	内分泌疾患	52.4	18.2	16.0	12.6	12.6	12.5	105.0	2.0
	膠原病	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	90.1	-
	糖尿病	0.0	1.0	0.7	0.9	2.7	3.0	21.7	623.8
	先天性代謝異常	54.6	25.0	22.6	14.0	13.0	13.8	150.4	2.8
	血液疾患	13.1	2.8	1.5	0.5	1.0	1.2	10.2	0.8
	免疫疾患	0.4	0.8	0.3	0.4	0.6	1.3	20.6	-
	神経・筋疾患	261.2	147.6	133.5	134.4	135.0	145.6	1,248.8	4.8
	慢性消化器疾患	14.2	4.5	6.4	4.1	5.3	5.6	28.5	2.0
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	162.0	56.1	45.3	48.8	52.5	49.5	386.5	2.4
	皮膚疾患	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	骨系統疾患				0.3	0.7	3.0	33.9	-
	脈管系疾患				0.0	0.0	0.0	0.0	-
計	1,035	458	432	402	427	435	3,666	3.5	

## 2. 先天性代謝異常等検査事業及び新生児マススクリーニング検査実証事業

### 1. 先天性代謝異常等検査事業（昭和52年より実施）

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常等については、早期に発見し早期に適正な治療を行うことにより心身障がいを予防することが可能であるため、新生児を対象としたマススクリーニング検査制度を設け、異常の早期発見に努めている。

\* 根拠法令：厚生労働省児童家庭局通知

【検査実績】検査委託機関：大阪母子医療センター

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査件数（再検査含）	136,524	134,802	128,989	128,431	123,300	117,174
先天性代謝異常症	44,862	44,010	42,235	49,634	40,046	38,014
先天性副腎過形成症	46,238	45,940	44,015	49,504	42,650	40,844
先天性甲状腺機能低下症	45,424	44,852	42,679	48,422	40,604	38,316
要精密検査数（患者数）	63(23)	85(44)	76(36)	42(14)	77(38)	60(24)
ガラクトース血症	8(0)	6(0)	13(0)	11(0)	5(0)	6(0)
ホモシスチン尿症	0(0)	1(0)	0(0)	0(1)	1(0)	0(0)
フェニルケトン尿症	0(0)	2(1)	0(0)	1(1)	1(0)	0(0)
メープルシロップ尿症	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
先天性副腎過形成症	9(1)	6(2)	7(0)	5(2)	5(3)	10(7)
先天性甲状腺機能低下症	29(20)	48(37)	45(32)	45(36)	48(19)	32(17)
※新疾患	17(2)	21(4)	11(4)	18(5)	17(16)	10(0)
新規検査件数	38,336	37,110	35,629	35,747	34,034	32,458

（注）検査対象者：大阪府内（大阪市・堺市（平成18年度から）を除く）で出生した新生児を対象に、検査を希望するもの。検査件数は新規、再検査、再採血分を含む。

※①平成19年度よりタンデムマス法による検査で、20種類以上の疾患が発見できるようになった。（母子センターによる研究事業）

②平成23年度開催の「大阪府先天性代謝等検査専門部会」において、タンデムマス法による大阪府版の検査対象として「一次対象疾患」19疾患、「二次対象疾患」6疾患の計25疾患が承認され平成24年4月1日から検査を実施。

③平成29年度開催の「大阪府先天性代謝異常等検査検討会」において意見を徴し、検査対象疾患の内訳を修正。「一次対象疾患」20疾患、「二次対象疾患」5疾患として検査を実施（検査対象疾患はP7）

### 2. 新生児マススクリーニング検査の実証事業（令和6年3月より実施）

国の令和5年度補正予算で、新たな公費負担対象疾患を検討するための「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」が創設された。大阪府では、令和6年3月より実証事業に参画し、国の実証事業の対象となる2疾患（重症免疫不全症（SCID）及び脊髄性筋萎縮症（SMA））についても公費負担で検査を受けられる環境整備に取り組むとともに、国の調査研究と連携・協力を行う。

【検査実績】検査委託機関：大阪母子医療センター

	令和5年度
検査件数（再検査含）	2,263
重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症	2,263
要精密検査数（患者数）	1(0)

○根拠法令等 こども家庭庁成育局長通知



(注) 検査対象者：大阪府内（大阪市及び堺市を除く）で出生した新生児で検査を希望し、国の実証事業への参画へ了承したもの。

※検査委託機関については、大阪母子医療センターが SCID（R元年度～）、SMA（R3年度～）について拡大マススクリーニング検査（自費検査）として実施しており、既に検査体制を確立できていたため、委託先として選定。

## (2) 大阪府先天性代謝異常等検査検討会

令和6年2月14日（水）Zoomによるオンライン開催

### ① 先天性代謝異常等検査事業報告（令和4年度）

- ・大阪府・大阪市・堺市の検査実績について報告。

### ② 新生児マススクリーニング検査の実証事業について

- ・大阪府より、国の「新生児マススクリーニング検査の実証事業」への参画について、事業概要やスキーム、実施体制等について説明。

### ③ その他

- ・大阪市より、拡大マススクリーニング検査の実施状況と意識調査について報告。

大阪府 新生児マス・スクリーニング検査の公費対象疾患について

○昭和52年10月～ ガスリー法による先天性代謝異常等検査開始（6疾患） ※平成19年からタンデムマス法に。  
 ○平成30年3月30日 20疾患を「一次対象疾患」と位置づけ、「一次対象疾患」より「現状において確定診断が容易でない・治療効果が確実でない段階」の疾患を「二次対象疾患（5疾患）」とし、「一次対象疾患」と合わせた25疾患で実施。  
 ○令和6年3月1日 国の実証事業へ参画し、2疾患を公費対象に追加。

一次対象疾患（20疾患）内訳

【アミノ酸代謝異常症<5疾患>】  
 (1) フェニルケトン尿症、(2) メープルシロップ尿症、(3) ホモシスチン尿症、  
 (4) シトルリン血症I型、(5) アルギニノコハク酸尿症  
 【有機酸代謝異常症<7疾患>】  
 (1) メチルマロン酸血症、(2) プロピオン酸血症、(3) イン吉草酸血症、(4) メチルクロトニルグリシン尿症、(5) ヒドロキシメチルグルタル酸血症、(6) 複合カルボキシラーゼ欠損症、  
 (7) グルタル酸血症I型  
 【脂肪酸β酸化異常症<5疾患>】  
 (1) 中鎖アシルCoA 脱水素酵素欠損症、(2) 極長鎖アシルCoA 脱水素酵素欠損症、  
 (3) 三頭酵素欠損症 (4) カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-I欠損症、  
 (5) カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-II欠損症  
 【ガラクトース血症】  
 【先天性副腎過形成症】  
 【先天性甲状腺機能低下症】

二次対象疾患（5疾患）内訳

【その他のアミノ酸代謝異常症<1疾患>】  
 (1) シトルリン欠損症  
 【その他の有機酸代謝異常症<1疾患>】  
 (1) βケトチオラーゼ欠損症  
 【その他脂肪酸β酸化異常症<3疾患>】  
 (1) カルニチンアシルカルニチントランスロカーゼ欠損症  
 (2) 全身性カルニチン欠乏症  
 (3) グルタル酸血症II型

実証事業対象疾患（2疾患）内訳

(1) 重症複合免疫不全症  
 (2) 脊髄性筋萎縮症

### 3. 周産期医療体制整備事業

地域において高度専門的な周産期医療を効果的に提供する体制を確保するとともに、各医療機関の機能分担の確立により府民が安心して妊娠・出産できる体制の整備を促進するため、下記事業を実施している。

#### (1) 周産期医療体制整備事業

- ① 周産期緊急医療体制整備事業（大阪府医師会に委託）  
周産期医療ネットワーク整備や周産期医療関係者に対する研修等の実施
- ② 周産期緊急医療体制確保事業（大阪府医師会を通じて助成）  
NMCS（新生児診療相互援助システム：27医療機関）及びOGCS（産婦人科診療相互援助システム：34医療機関）に参画している医療機関に対し活動実績に応じて助成。

##### ※活動実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
NMCS 搬送等 受入件数	1, 112件	1, 116件	1, 264件	1, 158件
OGCS 搬送等 受入件数	1, 906件	2, 198件	2, 173件	2, 044件
合 計	3, 018件	3, 314件	3, 437件	3, 202件

#### (2) 産婦人科救急搬送体制確保事業

搬送先選定に苦慮する「かかりつけ医のない妊婦等」の救急搬送受入体制を整備するため、府内を3地域に分け、当番制により受入担当病院を確保する。

##### ※活動実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北部	163件	236件	269件	308件
中部	580件	586件	653件	819件
南部	65件	65件	71件	100件
合 計	1, 021件	808件	993件	1, 227件

#### (3) 周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業

母体や胎児が危険な状態にある妊産婦の集中治療室を有する専門医療機関に速やかに搬送するためコーディネーターを設置。

##### ※活動実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業日数	365日	365日	365日	366日
調整件数	99件	92件	130件	98件

## 2. 慢性疾患児の在宅療養支援対策

### 1. 在宅支援体制の現状

#### (1) 長期入院児

##### ①NICUを有する医療機関における長期入院児数（調査時点実人員）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
入院児	48	52	48	38	43	59	72	53	45	47	48

○長期入院児は、平成28年度以降増加していたが、令和2年度は減少し、以降は横ばいで推移。

##### ②長期入院児の退院児数（年間実人数）

年	退院児数	退院先			
		在宅	施設	転院	死亡
H29	75	58 (77%)	1 (1%)	9 (12%)	7 (9%)
H30	78	52 (67%)	5 (6%)	8 (10%)	13 (17%)
R1	100	75 (75%)	0 (0%)	11 (11%)	14 (14%)
R2	88	64 (73%)	4 (4%)	8 (9%)	12 (14%)
R3	86	62 (72%)	2 (2%)	12 (14%)	10 (12%)
R4	109	85 (78%)	3 (3%)	8 (7%)	13 (12%)
R5	88	63 (72%)	12 (14%)	3 (3%)	10 (11%)

○長期入院児のうち自宅等への退院児の割合は横ばい傾向である。

#### (2) 医療的ケア児

##### 大阪府における支援実数の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療的ケア児	府保健所	577	541	531	524	475	472	514	499	489	392	376	392	426
	政令市中核市	-	-	-	-	350	465	495	460	526	570	717	643	698
人工呼吸器装着	府保健所	92	89	92	93	109	103	101	115	111	107	103	118	118
	政令市中核市	-	-	-	-	85	84	101	106	128	128	125	123	134

※H24年度から豊中市、H26年度枚方市、H30年度八尾市、H31年度寝屋川市、R2年度吹田市が中核市に移行

○医療的ケア児のうち人工呼吸器装着児の割合は、R3年度21%、R4年度23%、R5年度22%と、H27年度以降は横ばいで推移。

医療的ケア児の状況

〈令和5年度〉

実人数	合計	府保健所	政令中核市計	池田	茨木	守口	四條畷	藤井寺	富田林	和泉	岸和田	泉佐野
医療的ケア別人数 (ケアが重複する場合はそれぞれ計上)	2,229	1,000	1,229	137	177	55	55	87	170	133	92	94
人工呼吸療法	252	118	134	16	23	6	7	14	18	11	13	10
人工呼吸療法を伴わない気管切開	139	78	61	5	22	2	3	6	14	16	4	6
吸引	465	212	253	33	39	14	12	19	38	21	18	18
酸素療法	467	199	268	29	32	10	8	18	35	35	13	19
経管栄養法	234	96	138	13	16	5	11	7	9	8	14	13
経管栄養法 経鼻栄養 胃ろう(腸ろう)	376	178	198	25	34	14	6	14	32	23	16	14
中心静脈栄養法(高カロリー輸液)	34	16	18	0	1	0	2	1	7	2	1	2
腹膜灌流(腹膜透析)	10	5	5	1	0	0	0	0	0	2	2	0
導尿	60	31	29	3	5	1	3	1	3	6	4	5
ストマケア(人工肛門)	29	8	21	0	1	1	0	1	1	0	3	1
その他	163	59	104	12	4	2	3	6	13	9	4	6

実人数	大阪市	堺市	東大阪市	高槻市	豊中市	枚方市	八尾市	寝屋川市	吹田市
医療的ケア別人数 (ケアが重複する場合はそれぞれ計上)	285	102	94	210	154	158	57	70	99
人工呼吸療法	47	5	13	13	23	18	6	2	7
人工呼吸療法を伴わない気管切開	12	5	6	6	6	11	4	4	7
吸引	62	15	21	35	34	37	8	14	27
酸素療法	64	29	18	35	46	31	15	13	17
経管栄養法	34	15	17	16	9	22	13	4	8
経管栄養法 経鼻栄養 胃ろう(腸ろう)	49	21	13	25	26	21	6	11	26
中心静脈栄養法(高カロリー輸液)	5	2	1	2	2	3	1	2	0
腹膜灌流(腹膜透析)	1	0	0	0	2	2	0	0	0
導尿	1	3	3	5	4	5	2	3	3
ストマケア(人工肛門)	6	6	1	3	2	2	1	0	0
その他	4	1	1	70	0	6	1	17	4

(3) 障がい・難病児の療育支援体制整備事業(保健所等における慢性疾患児・身体障がい児の支援状況)

①個別支援(訪問・面接・療育相談)

【慢性疾患児】

○主に小児慢性特定疾病対象児

○小児慢性特定疾病申請時面接や医療機関からの連絡で把握した中で、重症児や保護者支援が特に必要な児に対して支援を実施。

〈令和5年度〉

保健所	訪問		面接		専門相談			
					療育相談		専門職訪問	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
池田	46	133	50	50	2	2	5	5
茨木	86	356	129	143	3	3	5	5
守口	44	138	70	75	6	6	9	9
四條畷	29	113	30	35	0	0	4	4
藤井寺	54	207	110	137	12	14	5	5
富田林	47	170	106	124	1	1	2	3
和泉	36	165	89	125	1	1	13	17
岸和田	66	144	119	136	2	3	10	10
泉佐野	31	106	126	133	3	5	6	7
計	439	1,532	829	958	30	35	59	65

政令市・中核市	支援実人員
大阪市	985
堺市	146
東大阪市	362
高槻市	343
豊中市	185
枚方市	163
八尾市	38
寝屋川市	65
吹田市	111
計	2,398

【身体障がい児】

○主に医療機関連絡等により対象者を把握し、その中でも重症児や保護者支援が特に必要な児に対して支援を実施。

〈令和5年度〉

保健所	訪問		面接		専門相談			
					療育相談		専門職訪問	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
池田	51	130	9	9	0	0	0	0
茨木	95	392	70	82	1	1	0	0
守口	49	154	33	36	2	3	3	3
四條畷	26	134	18	21	0	0	5	7
藤井寺	47	190	46	56	1	1	1	1
富田林	47	163	43	56	3	9	2	2
和泉	26	128	32	55	0	0	0	0
岸和田	50	132	41	55	1	1	5	5
泉佐野	32	122	46	47	0	0	0	0
計	423	1,545	338	417	8	15	16	18

②集団支援（患者・家族交流会）

【慢性疾患児・身体障がい児】

〈令和5年度〉

保健所	開催回数	参加延人数				個別相談延数
		子ども	保護者	指導者等	計	
池田	1	1	4	0	5	4
茨木	1	2	2	3	7	2
守口	2	4	14	9	27	
四條畷	3	8	6	23	37	
藤井寺	4	5	15	23	43	
富田林	1	5	5	0	10	4
和泉	2	8	11	1	20	2
岸和田	3	14	22	103	139	
泉佐野	1	0	9	6	15	6
計	18	47	88	168	303	18

1回ずつブロック開催

③小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》

- 専門病院と地域医療機関のコーディネートを行い、医療に係る支援ネットワークを構築するため平成24年度に作成した「小児在宅生活支援地域連携シート（府基本版）」を活用し、医療的ケア児に係る個々の事例について、医療・保健・福祉・教育等関係機関の役割を整理、明確化させた。
- 平成26年度、政令・中核市保健所の医療的ケア児への支援状況の聞き取り及び「小児在宅生活支援地域連携シート（府基本版）」の説明を行った。
- 平成27年度～政令市・中核市及び医療機関において、「小児在宅生活支援地域連携シート（府基本版）」を基に、実情に応じた連携ツールが作成されている。

府保健所実績	令和元年度	100事例	令和2年度	100事例	令和3年度	104事例
	令和4年度	79事例	令和5年度	52事例		

2. 小児在宅医療促進事業（地域医療介護総合確保基金事業）

医療的ケアが必要な小児が退院し、地域で在宅生活を送るうえで、医療依存度が高いため、専門医療機関へ通院している児が多く、保護者の不安や負担は大きい。身近な医療機関が訪問等により、医療的ケアが必要な児の医療を担えるよう、医療技術の習得や小児の特性理解等を目的とした研修会を開催。

- 「小児のかかりつけ医育成事業」（平成26年度～28年度）
    - ・府内の医師・医療スタッフ等を対象とした研修の実施（大阪府医師会委託）。
    - ・府保健所保健師・訪問看護師等を対象とした研修の実施。
  - 「小児のかかりつけ医確保事業」（平成29年度～令和元年度）（大阪府医師会委託）
    - ・小児期から成人期への移行の府内の内科医師・医療スタッフ向け研修の実施。
    - ・内科医師と小児科医師が患児宅へ訪問し、小児在宅医療への理解を深める同行訪問研修の実施。
  - 「小児在宅医療診療促進事業」（令和2年度～）（大阪府医師会委託）
    - ・地域の小児科医・内科医等を対象にした研修会を実施。
- ※コロナ禍で実施方法を変更しWeb開催を実施していたが、R4年度から実技研修を再開。

令和5年度

小児在宅医研修会（Web講習会）

第1回： 令和5年11月15日（水）	第2回： 令和5年12月13日（木）
テーマ： 「重心児者の病態及び経時的变化を理解する」	テーマ： 「重心児者と家族の生涯支援を考える」
講義： 「重症心身障害児者の定義・原因疾患（総論）」	講義： 「大阪府医療的ケア児支援センターの開設について」
「呼吸器問題」	「ライフステージ別の在宅医療・生活支援」
「消化器問題 / 嚥下機能評価と経口摂取」	「泉州圏域の医療的ケア児支援について」
「成人移行支援・小児診療科と成人診療科の連携」	受講人数 100人（別にアーカイブ視聴59人）
受講人数 127人（別にアーカイブ視聴61人）	

小児在宅医研修会（実技研修会）

- 第1回： 令和6年1月28日（日）動画視聴、講義「緊急時対応について」、ナツグバビ-を使用した実技講習
  - 第2回： 令和6年2月18日（土）動画視聴、講義「緊急時対応について」、実技講習
- 受講人数 実人数38人：第1回17人、第2回23人

### 3. 大阪府難病児者支援対策会議

○府内の難病患者や慢性疾患児童（以下「難病患者等」という。）の安定的な療養生活実現のために、難病等に係る各分野の専門家との意見交換を行うことにより、難病患者等の実情や課題を情報共有を図るなど、難病及び慢性疾患児の療養生活支援の検討を行うことを目的に平成29年度に設置。

令和元年度：令和元年9月13日（金）

- ・難病医療提供体制・移行期医療支援体制の取組みについて
- ・難病児者療養生活支援に係る取組みについて

令和2年度：令和3年1月29日（金）

- ・難病医療提供体制・移行期医療支援センターについて
- ・難病児者療養生活支援に係る取組みについて
- ・新型コロナウイルス蔓延下での難病児者の取組について
- ・大阪難病相談支援センター移転再整備について

令和3年度：令和4年2月10日（木）

- ・難病医療提供体制・移行期医療支援体制について
- ・難病児者・小児慢性特定疾病児療養生活支援に係る取組みについて

令和4年度：令和5年2月22日（水）

- ・難病医療提供体制・移行期医療支援体制について
- ・難病児者療養生活支援に係る取組みについて

令和5年度：①令和5年7月14日（金）

- ・第7次医療計画の評価及び第8次医療計画（素案）

②令和6年2月15日（木）

- ・難病医療提供体制・移行期医療支援センターについて
- ・難病児者療養生活支援に係る取組みについて
- ・第8次大阪府医療計画案（難病対策・小児医療）について

### 4. 移行期医療体制整備事業

○小児慢性特定疾病の児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、医療機関等の連携の調整、小児慢性特定疾病児童等やその家族の移行期に係る相談支援を実施、個々の疾病の特性や患者の状況等を踏まえた移行期医療支援体制の充実を図ることを目的に、令和元年度より実施。（大阪母子医療センター委託）

■移行期医療支援センターの設置（大阪母子医療センター内）

○移行期医療推進会議の開催

令和元年度：3回（7/3、11/27、3/4）開催（3月はハイブリッド開催）

令和2年度：4回（7/15、9/11、11/20、3/17）Web開催

令和3年度：3回（6/30、12/1、3/23）Web開催

令和4年度：3回（7/8、12/13、2/17）開催 ※7,2月Web、12月メール開催

令和5年度：3回（6/16、10/25、2/28）開催 Web開催

○小児慢性特定疾病児等の現状把握（医療機関調査）と課題の整理

○ホームページでの移行期医療に関する情報発信・啓発

○相談窓口の設置（令和4年7月から）

対応実績：1025件/194人、うち98人が成人診療科へ移行。

○連携可能な成人診療科のリスト作成：80機関

○小児診療科・成人診療科等を対象とした研修会の開催

第1回：令和3年3月12日（金）「先天性心疾患患者の移行期医療を考える！（第1弾）」88人

第2回：令和3年5月15日（土）「成人ダウン症患者の移行期医療を考える！」311人（うち府内178人）

第3回：令和3年9月4日（土）「先天性心疾患患者の移行期医療を考える！（第2弾）」155人（うち府内111人）

第4回：令和3年11月20日（土）「小児がん経験者の移行期医療を考える！」195人（うち府内129人）

第5回：令和4年1月29日（金）「てんかん・神経筋疾患の移行期医療を考える！」180人

第6回：令和5年1月28日（土）「大阪における小児外科疾患患者の移行期医療を考える！」109人（Web）

第7回：令和5年9月2日（土）「小児期発症慢性疾患をもつ発達障がい児者の移行期医療を考える！」193人（Web）

○懇話会の開催（対面）

第1回：令和5年2月23日（木・祝）「第1回ACHD移行期医療懇話会」26人

第2回：令和5年12月16日（土）「医療的ケアをもつ重症心身障がい患者の移行期医療を考える」27人

第3回：令和6年2月23日（金）「第2回ACHD移行期医療懇話会」22人

成人診療科・小児診療科医師、診療所、二次医療機関、三次医療機関、関係諸団体、MSW、行政から参加

○移行期医療・自立支援マニュアルの作成

○府保健所保健師を対象に、自立支援に関する研修会を開催

令和3年3月3日（水）移行期医療と自立支援について 受講人数28人

令和5年3月 移行期医療について（動画配信） 受講人数47人

令和5年9・10月（動画配信）、令和6年2月29日（木）（対面）

令和5年度小児慢性疾患児等自立支援研修 受講人数32人

### 3. 妊娠に関する事業

#### 1. 不妊・不育症対策事業

不妊・不育に関する専門的な相談窓口の開設・情報提供体制等の整備及び研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、検査に要する費用の一部を助成することで、不妊・不育に悩む人々の身体的・精神的・経済的負担の軽減と出産を望む人々への支援を図る。

##### (1) 特定不妊治療の助成事業（保険適用化に伴い令和4年度末で終了）

子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている夫婦に対して、指定医療機関での特定不妊治療に要した費用に対し、1回の治療につき30万円、凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等については10万円を上限に助成。また、対象となる男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を併せて行った場合は、さらに30万円を上限に助成。治療開始時点で妻の年齢が40歳未満の夫婦へは通算6回、40歳以上の夫婦へは通算3回を、43歳になるまでに始めた治療に限り助成した。保険適用化に伴い、令和4年度末で助成事業は終了。

##### 平成30～令和4年度助成実績

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
総申請件数	3,553件	3,425件	2,499件	4,328件	1,644件
承認件数	3,548件	3,417件	2,498件	4,323件	1,641件
助成決定金額	606,893千円	585,246千円	453,221千円	943,088千円	342,599千円

##### (2) 不育症検査費用助成事業（令和3年度開始）

2回以上の流産、死産の既往がある方に対し、先進医療として告示されている不育症検査を、当該検査を実施する医療機関として、管轄の地方厚生局に届出を行い承認された保険医療機関で実施する場合、1回の対象検査に係る検査費用の7割に相当する額で6万円を限度に助成する。

なお、令和3年度の助成対象検査「流産検体を用いた染色体検査」は令和4年4月からの保険適用化に伴い、助成対象から除外され、令和4年12月より、「次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査」が助成対象となっている。

	R3年度	R4年度	令和5年度
助成件数	27件	0件	4件

##### (3) 不妊専門相談センター事業（令和5年度から「性と健康の相談センター」に改称）

電話相談等による幅広い不妊・不育等の悩みの心理的サポートを図るとともに各種講座の開催・ホームページ・SNSによる情報提供を実施している。

令和元年12月から大阪市と共同運営を開始し、大阪市にも運営にかかる経費を負担してもらうことで、これまで財源上困難であった「受付時間の拡大」を実現した。

また、令和5年4月より周産期喪失にまつわる個別相談を開始。

面接相談、カウンセリング、個別相談はオンラインでも対応している。



① 不妊・不育にまつわる電話・面接相談

電話・面接相談・カウンセリング	相談日時	<p>【電話相談】</p> <p>第1・第3水曜日 10:00～19:00          第2・第4水曜日 10:00～16:00          第1～第4金曜日 10:00～16:00          (第5水曜日、第5金曜日・平日の祝日、年末年始は除く)          第4土曜日 13:00～16:00</p> <p>【面接相談】(H28.7月開始、1組30分、要予約)          第4土曜日 14:00～17:00</p> <p>【不妊カウンセリング】(R3.4月開始、1組50分、要予約)          毎月 第1・3土曜日 13:00～17:00          月2回 木曜日 19:00～21:00 ※オンラインのみ</p>
	相談員	<p>助産師 2名(面接相談時1名同席)          女性産婦人科医師 1名(面接相談)          不妊症看護認定看護師、生殖医療コーディネーター、不妊カウンセラーの資格を持つ助産師 1名(不妊カウンセリング)          臨床心理士 1名(不妊カウンセリング)</p>
	利用方法	<p>不妊・不育にまつわる相談電話 06-6910-8655          面接・不妊カウンセリング相談予約電話 06-6910-1310</p>
	場所	<p>ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)2階事務局          おおさか性と健康の相談センター(電話相談・面接相談は4階相談室で実施)</p>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊・不育にまつわる悩み全般についての相談 (不妊治療に関すること、夫婦関係・人間関係のこと、子どものいない人生のことなど)</li> <li>・医療機関情報など不妊に関する情報の提供</li> <li>・流産、死産を経験した方への支援等を含む</li> </ul>
	運営	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団
	相談件数	<p>H28年度:242件(電話)、11件(面接)          H29年度:235件(電話)、20件(面接)          H30年度:246件(電話)、22件(面接)          R1年度:301件(電話)、30件(面接)          R2年度:404件(電話)、39件(面接)          R3年度:525件(電話)、39件(面接)          R4年度:412件(電話)、44件(面接)          R5年度:434件(電話)、22件(面接)</p>

\*平成21年4月に、事業提案公募により運営主体を決定し、同年7月から事業を実施。

- ②サポート・グループ
- ③情報提供セミナー(年度により、医療・医療以外をテーマに実施)
- ④公開講座
- ⑤ホームページ・SNSによる情報提供(URL: <https://caran-coron.jp/>)
- ⑥不妊関連情報コーナーの設置
- ⑦関係者の研修
- ⑧サポートグループファシリテーター育成研修

※③～④については、一部オンライン開催を実施し、YouTubeによる限定公開動画配信も実施。

(4) 事業の広報活動

- ・大阪府、大阪市及び性と健康の相談センターホームページにおいて助成・相談事業について掲載
- ・性と健康の相談センターのリーフレット及びサポート・グループ等のちらしを配布
- ・性と健康の相談センターにおけるSNS（旧 Twitter（X）や Instagram）を活用した広報（平成 29 年 9 月より）
- ・公民連携により健康情報サービス「ルナルナ」（スマートフォンアプリ）内に“大阪府特設ページ”を開設し、不妊専門相談センターや府内自治体の助成金情報等を提供（平成 31 年 3 月より）

(5) 「不妊対策検討会」令和 5 年 2 月 8 日（水）開催

- ① 特定不妊治療支援事業について  
府事業の概要、助成実績等について説明。
- ② 不妊専門相談センター事業について  
府事業の概要、相談実績等について説明。
- ③ 性と健康の相談センター事業・プレコンセプションケアについて  
国の予算資料を用いて、国の性と健康の相談センター事業及び R5 以降の府の事業について説明。  
あわせて、プレコンセプションケアの概要を説明。
- ④ 不育症検査費用助成事業について  
府事業の概要、助成実績等について説明。

## 2. プレコンセプションケア

プレコンセプションケアは医療、保健、教育、福祉などの幅広い分野で連携を図りながら推進していくこととされており、大阪府では、男女ともに将来の妊娠を考えながら自分のライフプランに適した心身の健康管理を行うことを支援するため、相談窓口の開設や、正しい知識の普及啓発を行っている。

### 1. 国の動向

令和3年2月9日 成育医療等基本方針閣議決定

プレコンセプションケアに関する体制整備を図る旨を記載

令和4年4月 従来の「女性健康相談支援センター事業」と「不妊専門相談支援事業」を統合。プレコンセプションケアの推進を含めた支援体制を構築することを目的とした「性と健康の相談支援事業」が新規予算化。

### 2. 大阪府の取組

#### ①おおさか性と健康の相談センター事業の実施

令和5年4月に「おおさか不妊専門相談センター」を「おおさか性と健康の相談センター」へ改組。プレコンセプションケアに関する事業を実施。

##### 【相談支援】

○令和5年6月開設 チャット相談「カラダと性の相談室」(第1～第4金曜日 16時～20時)

・令和5年度実績(6月～)：136件(月平均13.6件)

##### 【普及啓発】

○プレコンセプションケアに関する動画配信セミナー開催：令和5年度申込者1,677名

#### ②啓発資材の作成

- ・平成28年度 チラシ「意外と知らない？妊娠と出産の話」を作成し、コンビニ等へ配架
- ・令和元年 冊子「いつか子どもがほしいと思っているあなたへ」を大阪市と共同で作成。
- ・令和5年 国立成育医療研究センターが作成するプレコンノートを大阪府版として作成  
おおさか性と健康の相談センターにおいて、チャット相談「カラダと性の相談室」のチラシを作成 ※令和6年よりポスターも作成

#### ③府民へのプレコンセプションケアの普及啓発

##### ○大学への普及啓発

- ・大学生向けにプレコンセプションケア講座を実施
- ・啓発ツールを用いた周知

(啓発資料の配架、電子掲示板への掲出、学内ポータルサイトでの啓発)

○高校への普及啓発

- ・市町村と連携し、性教育の授業において、プレコンノート及びチャット相談を周知
- ・教育庁と連携し、府立学校へ啓発資料を配布

○その他

- ・他部局主催の府民向けイベントにおいて、産婦人科医によるプレコンセプションケア講座を実施
- ・大阪府ホームページにてプレコンセプションケアに関するページを作成

④関係機関との情報連携

- ・府内市町村の母子保健担当者向け会議において、情報提供を実施
- ・事業者向け各種メルマガでの事業周知
- ・事業者向けセミナーにて、事業啓発チラシを掲示

3. 今後の取組

- ・関係機関が参画するネットワーク会議を活用し、プレコンセプションケアの情報発信を充実
- ・若年層、事業者に対する啓発を強化
- ・母子保健の主体である市町村と連携した取組を推進（啓発資材の提供や人材育成支援等）

### 3. 妊婦健康診査の公費負担関係

#### 1. 経過

妊娠中の健康診査に係る経済的負担の軽減と、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、各市町村において妊婦健康診査の公費負担を行っている。

府においては、国による平成 20 年度 2 次補正予算を受け、「大阪府妊婦健康診査支援基金」を平成 21 年 3 月に設置し、平成 24 年度までの間、基金事業の延長により市町村の公費負担の拡充を支援していた。

平成 25 年度以降、国により全額相当の普通交付税措置が講じられ、恒常的な仕組みに移行している。

#### 2. 国の動向

- ① 妊婦健康診査については、平成 24 年 8 月 22 日に公布された「子ども・子育て支援法」により、地域子ども・子育て支援事業として、法的に位置づけられ、市町村において子ども・子育て支援事業計画により、「量の見込み・確保の内容・実施時期」の項目について作成することとなった。
- ② 乳幼児健診等と同様に「健診回数・実施回数」及び「検査項目」等の望ましい基準について、平成 27 年 3 月 31 日に告示された「妊婦に対する健康診査の望ましい基準」\*により示している。

#### 3. 府内市町村の現状

令和 5 年度の全国公費負担状況調査の結果においては、全ての市町村で妊婦一人当たり 14 回以上実施。公費負担額全国平均は 108,481 円に対し、大阪府は平均 120,125 円となっている。府内の多くの市町で公費負担の拡充がなされ、令和 6 年度は 120,159 円となり、公費負担額の引上げが図られているほか、37 市町村で多胎妊婦への公費負担の追加が行われている。

#### ※ 「望ましい基準」

公費負担にあたって望ましい健診回数・実施時期、各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目及びそれ以外の各種の医学的検査の標準的な検査項目を例示。

1. 妊婦が受診することが望ましい健診回数（基準に沿って受診した場合の受診回数は 14 回）
  - ・ 妊娠初期より妊娠 23 週（第 6 月末）まで：4 週間に 1 回
  - ・ 妊娠 24 週（第 7 月）より妊娠 35 週（第 9 月末）まで：2 週間に 1 回
  - ・ 妊娠 36 週（第 10 月）以降分娩まで：1 週間に 1 回
2. ○各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目
  - ①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診査等）
  - ②検査計測
  - ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査
- 上記以外の各種医学的検査項目を例示

## 4. 産婦健康診査事業

(母子保健医療対策総合支援事業 H29 年度新規事業)

### 1. 要旨

産後うつや新生児への児童虐待の予防等を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月等の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、受診機会を確保し、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

### 2. 実施内容等

①地域におけるすべての産婦を対象に、産婦健康診査 2 回分に係る費用を助成  
(実施主体：市町村、負担割合：国 1/2、市町村 1/2)

#### ②実施要件

- ・産婦健康診査において、母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施
- ・産婦健康診査の結果が健診実施機関から市町村へ速やかに報告される体制を整備
- ・産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施

### 3. 府の対応

- ・府内で均一に実施できるよう府医師会、大阪産婦人科医会と協議し、実施要綱案を作成  
(受診票兼結果通知書の内容、要支援者の連絡方法等の統一)
- ・分娩医療機関向けの手引き書を作成・配布
- ・妊産婦精神科医療を提供する医療機関を周知(こころのオアシス)
- ・分娩取扱い医療機関、市町村を対象に、産婦健康診査事業説明会の実施により周知

### 4. 府内市町村の現状

- ・H29 年 10 月：大阪市、堺市、豊中市、枚方市の 4 市が産婦健康診査事業開始
- ・H30 年 8 月 1 日：19 市町村
- ・R 元年 7 月 1 日：21 市町村
- ・R2 年 7 月 1 日：28 市町村
- ・R3 年 8 月 1 日：30 市町村
- ・R4 年 4 月 1 日：34 市町村
- ・R5 年 4 月 1 日：40 市町村
- ・R6 年 4 月 1 日：41 市町村

(実施状況は、「妊娠・出産包括支援事業及び推進事業」参照)

## 5. HTLV-1 母子感染予防対策事業

### 1. 経過

HTLV-1の母子感染予防対策については、平成21年度の厚生労働科学特別研究事業報告「HTLV-1の母子感染予防に関する研究」を受け、平成22年10月、内閣総理大臣の指示から設けられた「HTLV-1特命チーム」により、妊婦健康診査における「HTLV-1抗体検査の項目追加」と「公費負担の対象とすること」が決定され、平成22年12月に取りまとめられた「HTLV-1総合対策」において、各自治体による母子感染予防のための保健指導等その体制づくりを行っている。

### 2. 国の動向

○平成23年7月 HTLV-1の母子感染対策の推進についての事務連絡

①HTLV-1対策推進協議会開催報告

②全国のHTLV-1抗体陽性妊婦からの出生児のフォローについて、都道府県レベルの中核病院等の体制を検討

○平成23年11月 HTLV-1の母子感染対策の状況調査（都道府県対象）

### 3. 大阪府におけるHTLV-1母子感染予防対策

①HTLV-1母子感染対策協議会について（総合対策により設置要請あり）

大阪府母子保健運営協議会において、HTLV-1母子感染対策について、報告・検討を実施

②各市町村の妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査結果の把握状況調査を実施し、その調査結果を各市町村に送付するとともに、市町村における相談体制整備の促進を依頼

令和4年度 検査結果把握あり：43市町村⇒事後フォロー対応あり：21市町村

令和5年度 検査結果把握あり：43市町村⇒事後フォロー対応あり：22市町村

③これまでの市町村母子保健主管課に対する情報提供等

- ・HTLV-1母子感染予防対策 医師向け手引き
- ・HTLV-1キャリア指導手引き（掲載ホームページ）
- ・HTLV-1母子感染予防対策保健指導マニュアル（改訂版）
- ・HTLV-1母子感染予防対策感染予防対策全国研修（開催報告DVD・啓発用資料）
- ・「妊婦健診でHTLV-1抗体検査陽性の時の対応」リーフレットを作成し、市町村母子保健主管課と大阪産婦人科医会会員にも配布（平成27年度）
- ・HTLV-1母子感染予防対策マニュアル（平成29年4月）
- ・日本HTLV-1学会登録医療機関の紹介（令和元年8月）
- ・HTLV-1母子感染予防対策マニュアル第2版（令和4年12月）
- ・HTLV-1母子感染予防対策マニュアル改訂のDVD動画配信（令和5年12月）

④府民へのHTLV-1母子感染予防に関する普及・啓発

- ・大阪府ホームページ（母子Gホームページ）への掲載

⑤保健師等研修会

- ・平成29・30年度：「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」の主な改正点について
- ・令和元年度：母子保健コーディネーター育成研修にて、「HTLV-1母子感染予防対策・最近の話題」情報提供。※新型コロナウイルス流行のため研修は未開催。

- ・令和2年度:令和3年3月26日『「HTLV-1母子感染対策マニュアル」の理解と知見～産前産後の切れ目ない支援におけるキャリア妊産婦への対応』（Web開催）
- ・令和4年度:令和5年2月10日『「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル第2版」の理解と最新の知見』
- ・令和5年度：令和5年12月22日『HTLV-1母子感染予防対策マニュアルの改訂や最近の話題について』講師：大阪鉄道病院血液内科部長 高 起良氏 受講者55名。

#### 4. その他

①大阪府保健所では、HTLV-1 相談・検査事業として、平成25年4月からHTLV-1に関する検査相談を受け付け、さらに相談の中で検査を要する対象者※に対し平成25年5月からHTLV-1抗体検査を開始。必要に応じて確認検査を実施。

※ 対象者（妊婦健康診査の対象者を除く）

- ・両親、配偶者、血縁のある祖父母・兄弟姉妹等がHTLV-1のキャリアである者
- ・1986年11月以前に、輸血を受けたことがある者等

#### <相談・検査実績>

実績	相談件数				検査件数		
	男	女	不明	計	男	女	計
平成29年度	15	16		31	4	6	10
平成30年度	4	3		7	2	2	4
令和元年度	2	7		9	2	7	9
令和2年度	1	3		4	1	1	2
令和3年度	10	13	1	21	3	3	6
令和4年度	17	13		30	6	6	12
令和5年度	1	13		14	0	3	3

②市町村におけるHTLV-1母子感染予防事業の取組状況（令和6年4月1日現在）

HTLV-1抗体検査結果の把握		厚生労働省母子感染予防対策マニュアル(第2版)活用状況		市町村独自にマニュアル等の作成の有無		確認検査結果陽性者への対応の有無	
有	無	活用している	活用していない	有	無	している	していない
43	0	17	26	2	41	22	21

- ・厚生労働省のマニュアルを活用していると回答している市町村は39.5%である。
- ・マニュアルの活用やマニュアルに沿った保健指導の実際について、実施に事例がないと回答する市町村が複数あった。



## 4. 児童虐待予防対策

### 1. 大阪府における児童虐待の現状

#### 1. 大阪府の概要

○全国及び大阪府における児童虐待相談対応件数の推移

(単位：件)

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
全国児童相談所(速報値)	88,931	103,260	122,578	133,778	159,850	193,780	205,029	207,029	219,170
大阪府子ども家庭センター	7,874	10,427	10,118	11,306	12,208	15,753	16,055	14,212	16,036
大阪市	4,554	4,664	6,020	5,485	6,316	6,523	6,239	6,136	6,319
堺市	1,310	1,490	1,605	1,621	2,170	2,367	2,339	2,209	2,395
府内 41市町村 (政令市除く)	10,377	11,624	12,972	14,455	15,993	18,555	18,765	19,588	20,842

(令和4年度 大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書)

○大阪府子ども家庭センターにおける被虐待児童の年齢・相談種別件数(令和3年度・令和4年度)

(単位：件、%)

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト		計		構成比%	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
0~3歳未満	189	336	2	3	1,632	2,112	446	851	2,269	3,302	16	20.6
3歳~学齢前	449	647	12	18	2,358	2,345	591	739	3,410	3,749	24	23.3
小学生	973	1,379	41	81	2,986	3,018	818	956	4,818	5,434	33.8	33.8
中学生	630	740	43	61	1,219	1,263	323	375	2,215	2,439	15.6	15.3
高校生 その他	469	344	40	18	820	588	171	162	1,500	1,112	10.6	7.0
計	2,710	3,446	138	181	9,015	9,326	2,349	3,083	14,212	16,036	100	100
%	19.3	21.5	1.1	1.1	61.2	58.2	18.4	19.2	100	100		

(令和4年度 大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書)

○母子保健分野の主な対象である0歳~学齢前(乳幼児期)で、約4割を占める。

○虐待種別では、心理的虐待が約6割を占め、身体的虐待及びネグレクトがそれぞれ約2割を占め、前年度と同様であった。

## 2. 児童虐待予防における医療・保健・福祉の連携について

### [1] 「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」

平成 26 年の児童虐待による死亡事例等について、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待等点検検証部会からの提言を受け、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」とする。）を平成 28 年 1 月に策定し、平成 28 年度より運用している。

#### <ガイドラインの運用調査>（令和 5 年度実績）

##### （1）調査結果（概要）（政令市・中核市を除く）（単位：人）

##### ① 妊娠届出に対するアセスメントシート（妊娠期）の活用状況

妊娠届出数：16,714、活用数 13,583（81.3%）。

##### ② 支援を要する妊婦の結果（出産までの妊娠期）結果と管理について（延数 14,395 人）

アセスメントした最終結果	
フォロー不要	7,922（55.8%）
要フォロー妊婦	4,920（34.7%）
要対協調整機関に報告する妊婦	741（5.2%）
「要対協調整機関に報告する妊婦」のうち	
特定妊婦	612（82.6%）

○妊娠届妊婦の 81.3%にアセスメントシート（妊娠期）が活用されている。

○妊娠届のあった妊婦の内、3.7%が特定妊婦となっている。

○要対協調整機関に報告する妊婦のうち、82.6%が特定妊婦となっている。

##### （2）特定妊婦が出産した児の状況

##### ① 令和 4 年度特定妊婦が出産した児の出生時の状況

令和 4 年度 特定妊婦の数	出産した児の出生時の状況			計
	台帳登録された（一時保 護・施設入所を含む）	台帳登録せず 見守り	その他 （転出等）	
687	553	10	19	582

○特定妊婦が出産した児の 95.0%が、台帳登録されている。

##### ② ①で台帳登録された児の、概ね 1 歳時の状況（556 名） ※令和 5 年 4 月末現在の状況

台帳登録中	削除し 見守り中	登録削除
380	19	157

○出生時に台帳登録した児は、概ね 1 歳時で約半数（68.7%）が引き続き台帳登録されている。

(3) 結果等

- ・妊娠届出時の保健師等専門職による面接等は、府内 43 市町村で実施されている。
- ・妊婦に対するアセスメントシート（妊娠期）の活用は、前年度実績と大きく変わらず横ばいであった。
- ・「要対協調整機関に報告する妊婦」のうち特定妊婦に登録されている割合は、令和 5 年度実績においては約 83%であった。（R4 76% R3 88% R2 93%）
- ・本ガイドラインを通じて、要対協調整機関との共通認識を図り、連携した支援ができている。

(4) 課題

- ・妊娠届出面接時等のアセスメントシート（妊娠期）の活用促進。
- ・支援が必要な妊婦等に対する支援計画・方針について、関係機関との情報共有が必要。

(5) 方針

- ・アセスメントシート（妊娠期）の項目や運用についての検証等の検討が必要。
- ・関係機関間の相互理解を深めるため、引き続き、福祉部・健康医療部が協力して研修会や連絡会議を開催し、情報共有・情報交換等を行う。

[2] 要養育支援者情報提供票

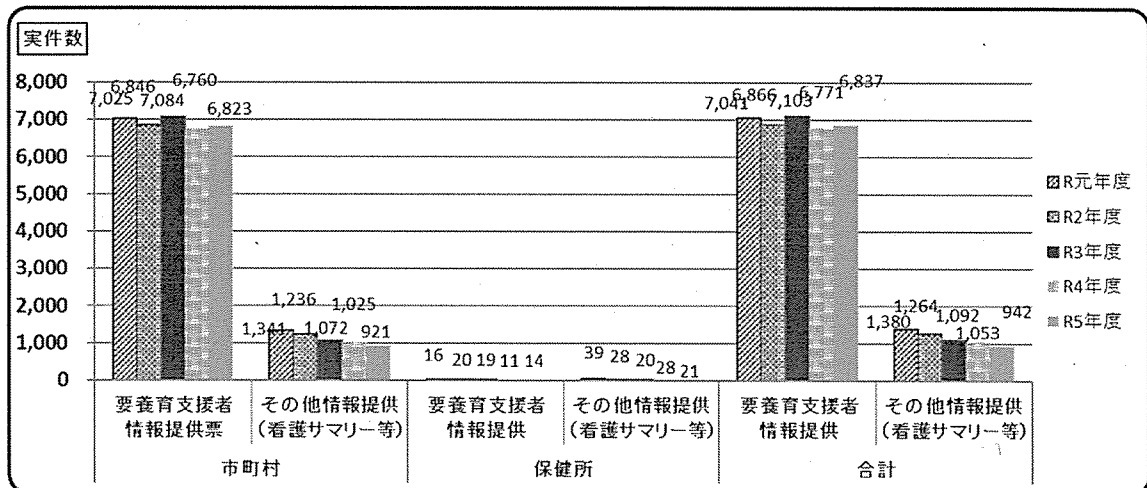
(1) 経過

- ・平成 21 年度 要養育支援者情報提供票による連携体制を整備。
- ・平成 25 年度 要養育支援者情報提供票の一部改正（情報提供票を「妊婦版」「産婦・子ども版」を作成、受理機関を市町村保健センターに 1 本化）。

(2) 要養育支援者情報提供票 令和 5 年度の実績

① 「要養育支援者情報提供票」による医療機関から保健機関への情報件数

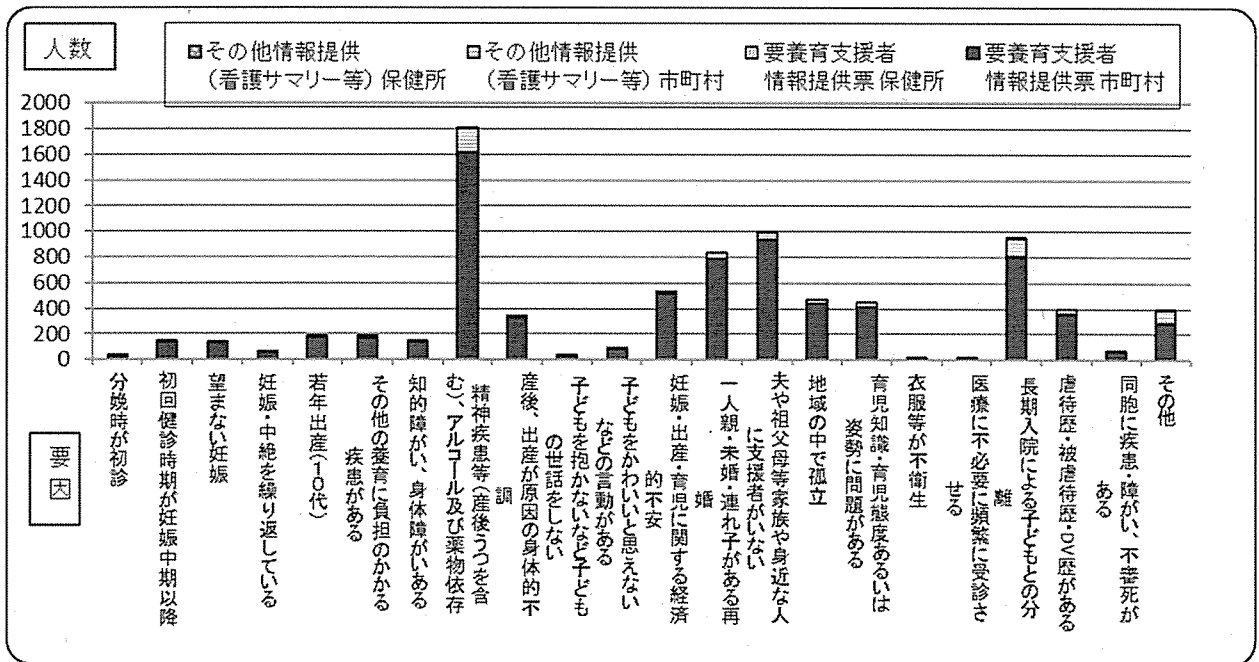
平成 28 年度 5,699 件、平成 29 年度 6,750 件、平成 30 年度 7,032 件、令和元年度 7,041 件、令和 2 年度 6,866 件、令和 3 年度 7,103 件、令和 4 年度 6,771 件、令和 5 年度 6,837 件と、増減しながらも概ね横ばいとなっている。



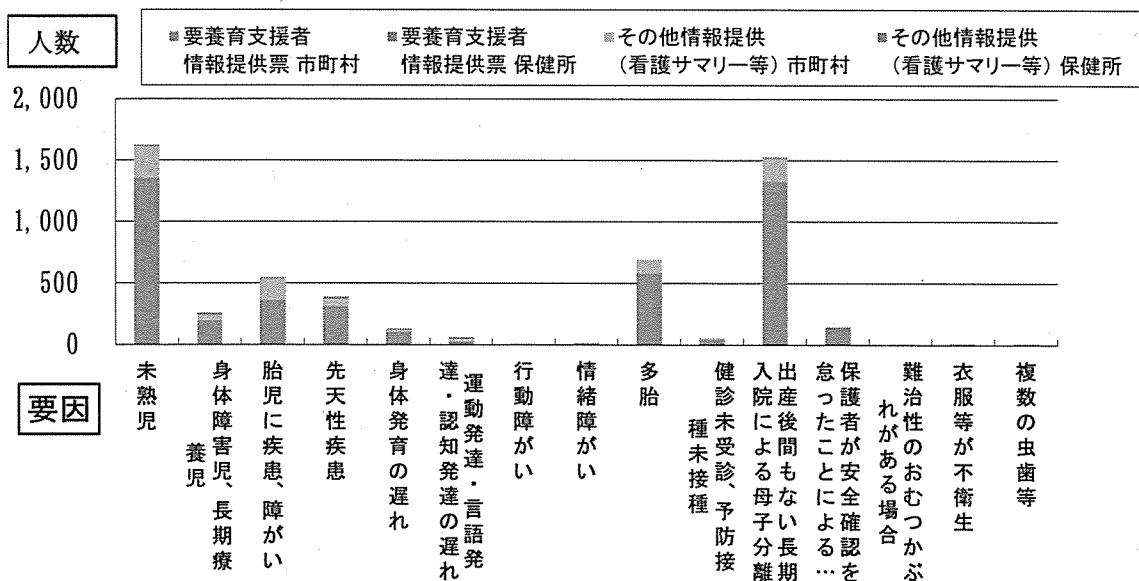
②主な情報提供元

- 産婦人科からの情報受理 4,987件(総延件数 7,971件のうち62.6%)前年度比119件減(年間出生数※ 約55,292人における割合 約9.0%)。出生に占める割合は不変。  
※令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)
- 小児科からの情報受理 1,313件(総延件数のうち16.5%) 前年度より47件減少。
- 精神科からの情報受理件数は5件で前年より4件増加、歯科からは0件、助産所からは13件で前年より3件減少した。
- 児童虐待の早期発見・発生予防の必要性から、児童福祉法に「支援が必要と思われる子どもやその保護者」について市町村への情報提供が法定化されたことなども踏まえ、引き続き、医療機関との連携により、切れ目ない支援を提供できる体制づくりに取り組んでいく。

③保護者の主なリスク要因(令和5年度)



④子ども側の主なリスク要因(令和5年度)



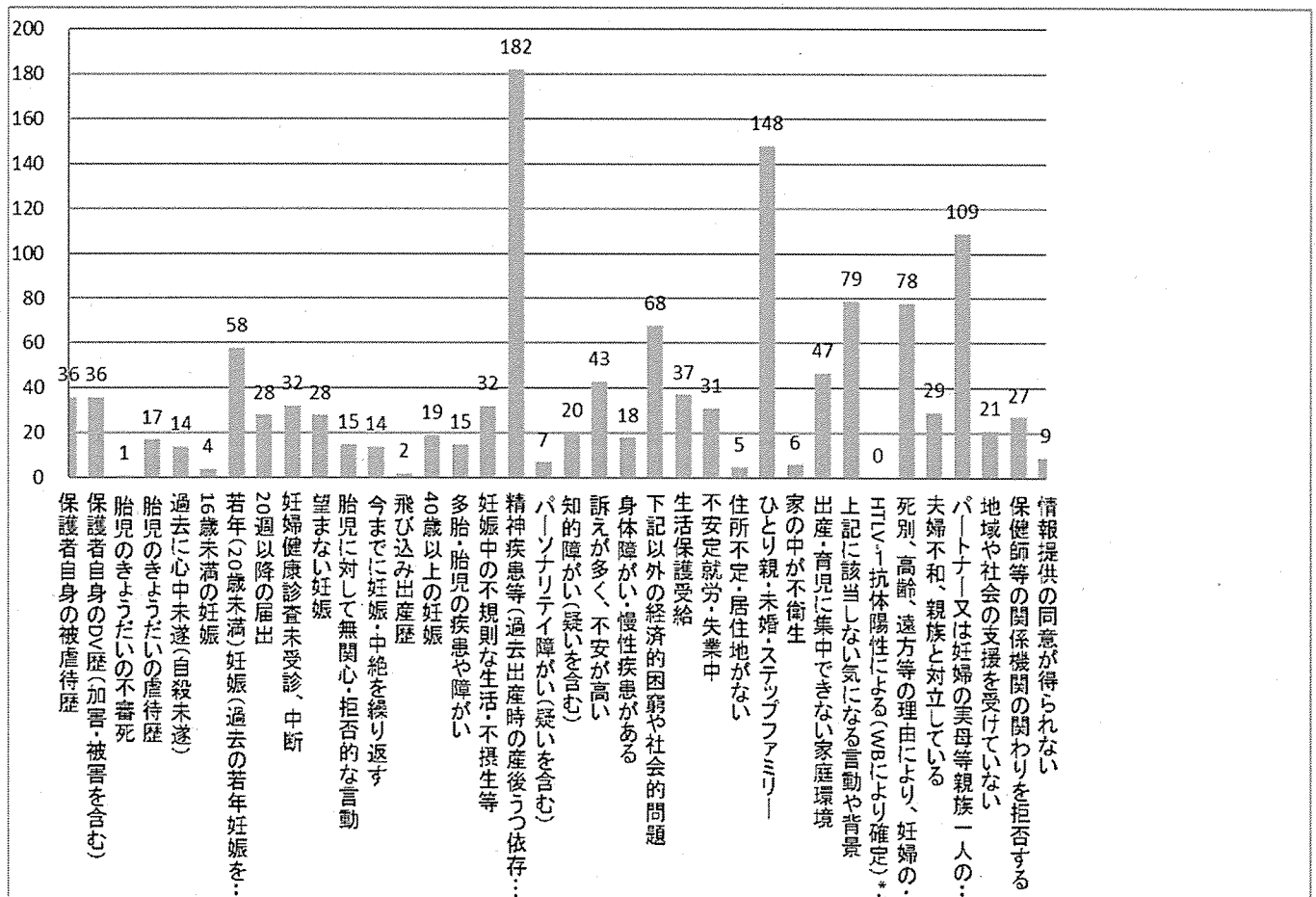
⑥支援状況

98%に支援を実施し、初回訪問結果は、「養育不安あり」(29.7%)、「虐待リスクあり」(12.5%)である。

⑥要養育支援者情報提供票（妊婦版）等の受理状況（令和5年度）

	市町村	保健所	合計
令和5年度情報受理件数（実件数）	484	0	484
産婦人科	457	0	457
小児科	0	0	0
精神科	1	0	1
歯科	0	0	0
助産所	1	0	1
その他（新生児科等）	15	0	15

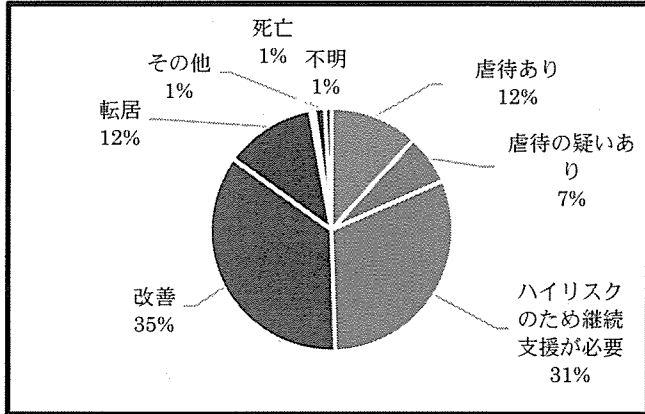
⑦妊娠中に連絡があった484例の要因（令和5年度）



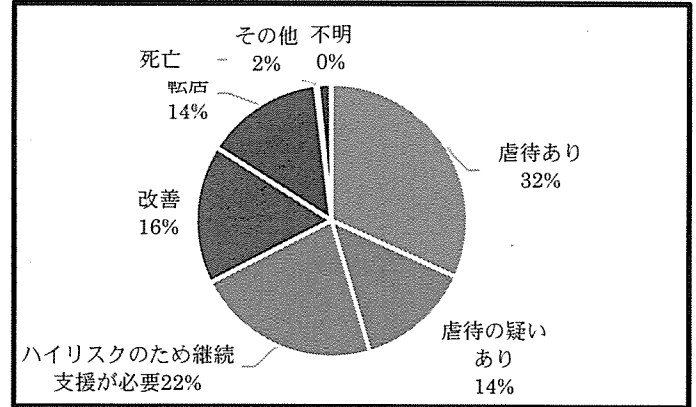
・妊娠中にかかわった463件についての初回訪問の結果、「養育不安あり」204件(42.1%)、「虐待リスクあり」136件(28.1%)である。

⑧令和4年度要養育支援情報提供票等を受理し、支援した事例のうち「養育不安あり」「虐待リスクあり」とアセスメントした事例の1年後の経過について

「養育不安あり」の1年後の経過（実2,167件）



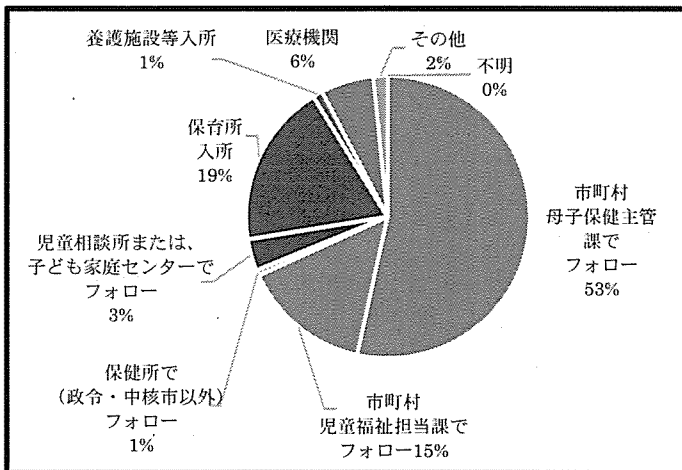
「虐待リスクあり」の1年後の経過（実984件）



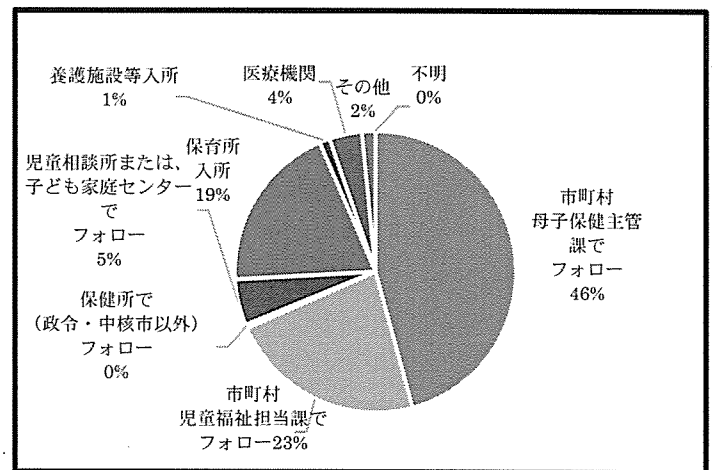
- ・「養育不安あり」のうち「虐待、または疑いあり」は19%で前年（19%）と変わらず。改善についても、35%で前年（35%）と変わらず。
- ・「虐待リスクあり」のうち「虐待、または疑いあり」は46%となっており、前年（41%）より増加。改善は16%で前年（19%）より微減。

⑨「養育不安あり」「虐待リスクあり」とアセスメントした事例の支援方法について

「養育不安あり」支援方法（延1,837件）



「虐待リスクあり」の支援方法（延1,278件）



- ・「養育不安あり」の支援方法のうち、母子保健主管課でフォローが53%で前年（59%）より減少。
- ・「虐待リスクあり」の支援方法のうち、母子保健主管課でフォローが46%で前年（47%）と大きく変わらず。虐待の早期発見の視点を持って支援することで、要対協等の機会に市町村児童福祉主管課や児童相談所と情報共有、役割分担し必要な支援開始につながっている。医療・保健・福祉の一層の連携が必要である。

(3) 今後の対応

- ・ホームページに結果報告を掲載し、医療機関等関係機関へ情報提供。
- ・市町村や保健所に実施報告結果を情報提供。
- ・医療機関から連絡があったケースは、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」に沿った関係機関連携により早期に支援ができるよう、引き続き研修等、機会を捉えて周知していく。
- ・妊娠期からの切れ目のない支援や医療と保健、福祉の連携実施について、研修など機会を利用し周知していく。

## 2. にんしんSOSの概要・実績

### 1. 相談窓口概要

思いがけない妊娠等に悩む人が、妊娠早期から相談できる体制を整備し、孤立することなく、正しい情報を知り、必要な支援を受けることによって、相談者が納得できる選択ができるようにする。

また0日・0か月の死亡事例等、子ども虐待を予防する。

概要	開設日	平成23年10月3日(月)
	相談日時 利用方法	○メールによる相談：随時(返信は、電話相談時間に準じる) ○通話相談(電話・LINEコール <sup>*</sup> )への対応 月～金曜(祝日除く)：午前10時～午後4時 日曜：正午～午後6時(平成31年4月～開設) <sup>*</sup> LINEコールは令和6年6月～開設
	相談員	保健師・助産師 2人/日(H25.1月より)
	場所	大阪母子医療センター
	内容	○ホームページの運営      ○メール・電話による相談受理 ○必要時、医療・保健・福祉機関への連絡やサービスを紹介
	運営	大阪母子医療センター 母子保健情報センター 母子保健調査室

### 2. 啓発方法

- ① 府政だより(府広報誌)
- ② ホームページ(PCサイト・携帯サイト)
- ③ 啓発カードの配布
  - 産婦人科医療機関、助産所等への配布
  - 市町村母子保健主管課、児童福祉主管課、児童相談所等への配布
  - 研修会、イベント等での配布
  - 高校等教育機関での配布
  - コンビニエンスストア、総合スーパーマーケット、ドラッグストアでの配布(公民連携デスクと連携)

### 3. 相談実績 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

#### (1) 相談対応状況

○対応件数：実人数829人 延人数1,298人 ○電話40.3%、メール59.7%(実件数)

○「にんしんSOS」相談開設から12年半が経過し、総実相談件数は15,857件となった。開始当初の半年を除いた年度ごとの推移は、平成24年度826件、25年度1,723件、26年度1,292件、27年度1,345件、28年度1,368件、29年度1,305件と25年度まで増加し、以降は1,300件前後で推移していたが、30年度は1,748件、令和元年度は1,555件、令和2年度927件、令和3年度は1,403件、令和4年度は1,376件であった。

令和元年度から2年度にかけて大きな減少幅については、元年度後半期より発生・蔓延した新型コロナウイルス感染症の社会的な影響(感染防止対策として外出や人との集まりの自粛、身体的距離の確保等)も理由の1つに考えられる。

昨年度から今年度にかけて大きな減少幅は、大阪府外からの相談者数が大幅に減少していることから、他府県における相談窓口の設立の影響が考えられる。

メールでの相談件数が増加しており、学生や社会的ハイリスク要因をかかえる方等、相談に結びつきにくい生活層にとってはインターネット上で気軽に相談しやすいメールを選択する環境に変化してきていることなどが考えられる。

また、関係機関への連絡件数は、令和3年度は138件、令和4年度は145件、今年度は171

件と年々増加している。全体の相談件数は減少傾向であるが、地域保健機関との連携件数は増えており、社会的ハイリスクをかかえる相談者・相談事業がなければ孤立した状態が継続していたと思われる相談者の割合が増えていた。

平成31年4月から開設した日曜日の電話相談については、1日あたりの平均相談件数が前年度平日1.95件：日曜日2.56件、今年度平日1.5件：日曜日1.5件であり、今年度は平日と日曜日で差がなかった。

(2) 相談対象者（妊婦等）の年齢と相談内容

○10代の相談が30.9%を占める。

10代からの相談内容は、現在の身体の変化が妊娠兆候ではないかという不安や、パートナーからは妊娠の可能性のある行為かどうかの確認などが目立つ。

(3) 相談対象者（妊婦等）の職業と相談方法

○「高校生」「常勤」「不明」「大学生」が17～18%を占める。

職業について「高校生」「大学生・専門学生」「常勤」と答えた相談者においては、メールによる相談が多く、「中学生」「就労中だが勤務形態不明」「不明」と答えた相談者においては、電話による相談が多数を占めている。日中に学校や仕事がある場合、時間を問わず連絡可能なメールを選択していると考えられる。

(4) 相談対象者（妊婦等）の居住地

○府内58.2%、府外33.3%、不明8.5%

令和4年度に比べ、令和5年度は大阪府外の相談割合が減少した。全国的に妊娠SOSの相談窓口が開設されている影響が考えられる。

(5) にんしんSOSを知ったきっかけ

○インターネット・携帯電話が77%を占める。続いてその他が19%を占める。

思いがけない妊娠に悩み、インターネットで検索した結果たどり着いていると考えられる。

効果的な周知方法の検討が必要である。

(6) 主な対応

○情報提供、傾聴・助言等、受診勧奨、連絡・紹介等。

○関係機関へ連絡件数は171件（6.8%）。件数、割合ともに前年より増加。

地域保健機関の支援が必要と考えられる場合は、住所・氏名等個人情報把握し保健機関へつなげている。匿名相談の性質上、相談者から個人情報を聞き出すことは、熟練した相談員であっても難しく、時間を要する場合がある。妊娠・出産を取り巻く社会的困難への解決・支援に向けて地域保健機関の協力・連携は必要不可欠である。

4. 課題・今後の方向性

○相談者自身の精神的辛さが背景にある相談が多い。妊娠出産育児を通しての地域における切れ目ない支援体制づくり。

○プレコンセプションケアの推進。

○若年層対策として、教育との連携による学校への周知啓発強化、妊娠・避妊等に関する基本的な知識の普及。相談傾向を学校現場に伝え、保健教育への活用。

○チラシ等紙媒体以外に、Webサイトへの誘導を図る周知啓発。

○地域保健機関との連携強化。

○全国統一ダイヤルによる相談窓口設置等を国に対して要望。



### 3. 児童虐待予防対策（人材育成研修等）

#### 1. 経緯・目的

- 平成 24 年 3 月 「医療機関（医科・歯科）における子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」を策定。
- 平成 28 年 1 月 「妊娠期からの妊婦の子育て支援のためのガイドライン」を福祉部と健康医療部協同で策定（要養育支援者情報提供票の書式改訂、要項を整理）。  
医療機関連携における現状と課題を整理。
  - 医療の現場では、虐待に関する知識や被虐待児の診療経験が必ずしも充分とは言えない。
  - 医療機関において、児童虐待対応の院内体制がない場合、適切な対応ができない。
- 平成 29 年 5 月 上記のような課題があることから、中核的な拠点病院を中心に、地域医療機関による児童虐待対応のネットワークづくり、医療保健関係者への研修、連絡会等を行い、医療機関における児童虐待対応、発生予防、早期発見の対応能力の強化を図ることを目的に、国庫補助事業「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を活用し、事業を開始。
- 平成 30 年度 救急告示医療機関の認定条件に、「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備」を要件化し、平成 30 年度より運用を開始。
- 令和 2 年度 これにより整備できた院内体制を、各医療機関が点検・改善し、より実効性の高い児童虐待防止体制を地域医療全体で整備することを目的に「医療機関における児童虐待防止体制整備フォローアップ事業」として実施。

#### 2. 事業内容

##### [1]児童虐待防止医療ネットワーク事業（平成 29 年度～令和元年度）

##### (1) 院内体制整備の推進

- 救急告示医療機関の認定条件に、「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備※」を要件化（二次・三次救急告示医療機関 全 約 290 件。認定機関 3 年）。

※次の A 及び B のどちらかまたは両方を満たすこと

- A：児童虐待に関する外部機関との連携窓口を設置
- B-1：児童虐待に関する委員会の設置
- B-2：児童虐待対応マニュアルの作成

- 平成 29 年度：救急告示医療機関マニュアルの改訂等の周知期間とし、「子ども虐待予防早期発見初期対応の視点」を改訂（拠点病院に委託）、また、医療機関対応シートを策定し救急告示医療機関、市町村等に配布し周知。
- 平成 30 年度の二次・三次救急告示医療機関の新規・更新申請より要件化し、認定基準に追加。平成 30 年度申請した 33 件、令和元年度申請した 167 件の全てに院内体制が整備されていることが確認できた（府内全二次・三次救急告示医療機関の 70%に相当）。令和 2 年度申請全 103 件についても同様に確認し、3 か年で府内全ての二次・三次救急告示医療機関に、児童虐待に組織として対応するための院内体制が整備されたことを確認できた。
- 保健所が行う立ち入り検査における院内体制の実効性確認（令和元年度～）
- 救急懇話会等における周知啓発（令和元年度・全 7 圏域）

##### (2) 院内体制整備の支援

- 府内北部及び南部 2カ所の産科・小児科を有する地域の中核的医療機関に事業を委託。  
（北部（社医）愛仁会 高槻病院、南部 大阪母子医療センター）

- ・相談窓口設置：院内体制の運営上の疑問等に対応する窓口を設置。
- ・連絡会開催：児童虐待対応担当者のMSW等を対象に、院内体制の有効活用に向けた情報交換等。
- ・研修会開催：医師等医療従事者を対象に児童虐待の医学的所見や早期発見のための研修。

### (3) 拠点病院の取組状況

- ・相談窓口 愛仁会 高槻病院は患者相談室、大阪母子医療センターは母子保健調査室に設置。  
医療機関からの相談件数 計 19 件
- ・研修会 実施 両拠点病院とも 2 回 計 4 回  
参加人数 計 335 人  
内容 SBS 予防教育プログラム インストラクター研修、BEAMS（医療機関向け虐待対応プログラム）、症例検討 等
- ・連絡会 実施 両拠点病院とも 12 回 計 24 回  
参加人数 計 986 人  
内容 よりよい院内体制構築のための情報交換、症例検討（児童虐待対応に関する、組織判断による通告、一時保護等社会的入院の受け入れ等）など。

## [2] 医療機関における児童虐待防止体制整備フォローアップ事業（令和2年度～）

### [1] より実効性の高い児童虐待防止体制の、地域医療全体における整備

#### (1) 院内体制整備の推進

- 救急告示医療機関の認定条件に、「児童虐待に組織として対応するための院内体制整備※」を要件化（二次・三次救急告示医療機関 全 約 290 件。認定機関 3 年）。

※次の A 及び B のどちらかまたは両方を満たすこと

A：児童虐待に関する外部機関との連携窓口を設置

B-1：児童虐待に関する委員会の設置 B-2：児童虐待対応マニュアルの作成

- ・児童虐待に組織として対応するための院内体制の整備について  
令和3年度 平成30年度に申請した31件の更新申請、新規申請2件確認
- ・令和4年度 平成31年度に申請した165件の更新申請、新規申請4件確認
- ・令和5年度 令和2年度に申請した99件の更新申請、新規申請1件確認

#### (2) 院内体制整備の支援

整備できた院内体制を、各医療機関が自ら点検・改善できるよう、府内北部及び南部2カ所の中核的医療機関に引き続き事業を委託（令和4年度で終了）。拠点病院間の連携により事業実施。

（北部 愛仁会 高槻病院、南部 大阪母子医療センター）

- ・調査・分析：救急告示医療機関における児童虐待対応症例・体制整備状況等  
児童虐待の対応や院内体制等の課題や関係機関との連携など課題を分析。  
令和2年度 調査対象医療機関 283 件 回答数 136 件(回答率 48%)  
令和3年度 調査対象医療機関 283 件 回答数 111 件(回答率 39%)  
令和4年度 調査対象医療機関 286 件 回答数 108 件(回答率 38%)  
児童虐待の取組に関する調査結果報告書まとめを救急告示医療機関へ送付
- ・研修会開催：医師等医療従事者を対象に、児童虐待の医学的所見や早期発見のための研修及び情報交換、調査結果のフィードバック。  
令和2年度 両拠点病院合同開催2回 （合同オンライン開催）  
参加人数計 187 人

BEAMS（医療機関向け虐待プログラム）  
 愛仁会 高槻病院における特定妊婦の支援  
 令和3年度 両拠点病院合同開催2回（集合型と合同オンライン開催）  
 参加人数計137人  
 虐待を鑑別に入れた小児頭部外傷について  
 BEAMS（医療機関向け虐待プログラム）

令和4年度 両拠点とも2回開催 計4回  
参加人数 251人  
 （北部）SBS 予防教育プログラムインストラクター研修（集合型）  
 「神経発達症の理解と支援」（WEB）  
 （南部）「BEAMS（医療機関向け虐待プログラム）（WEB）  
 児童虐待対応の仕組み・医療と福祉の連携」（WEB）

### 3. 医療機関における支援の推進（産婦人科医師との連携事業）

#### ○ハイリスク出産等実態調査

- ・未受診や飛び込みによる出産等実態調査（大阪産婦人科医会に委託）  
 ≪未受診妊婦の定義≫・全妊娠経過を通じて産婦人科受診回数が3回以下  
 ・最終受診日から3か月以上受診がない妊婦

未受診や飛び込みによる出産等実態調査結果 (人)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人数	254	307	285	262	260	228	191	208	224	192	132	133	150

#### ≪令和5年度調査結果≫

【年齢】平均 25.8 歳、12 歳から 46 歳まで幅広く分布。

23 歳が 14 件、20 歳が 13 件、22 歳が 12 件、19 歳・24 歳・26 歳が各 10 件。19 歳以下は 19 人（12.7%）。昨年より 2 件増加（昨年度 12.8%）。

#### 【未受診妊婦、パートナーの状況】

- ・未受診妊婦等の 90.3%、パートナーの 58.8%が無職か非正規雇用、学生であった（不明を除く）。

#### 【母子健康手帳取得の有無】

- ・出生前取得が 73.5%、出産後取得を合わせると 93.9%（不明を除く）。

#### 【妊婦健診未受診理由】

- ・知識の欠如 26.0%、妊娠に対する認識の甘さ 18.2%、経済的問題 17.8%、妊娠事実の受容困難 11.2%、社会的孤立 9.5%、多忙 8.3% 等

### 4. 保護者支援の充実

#### (1) 支援者向け研修

##### ○児童虐待予防研修

【対象】府保健所・中核市及び市町村保健師、府子ども家庭センター保健師、市町村児童家庭相談主管課担当者 等

【内容】基礎編、応用編、スキルアップ編を統合して虐待防止協会へ委託し2日間コース

で実施。

子ども虐待への取り組みの現状、妊娠期からの子育て支援、妊産婦のメンタルヘルス、児童虐待予防のアセスメント、医療機関・関係機関との連携、虐待予防の基礎的知識、望まない妊娠への理解と支援、DV支援、精神障がいを持つ親・虐待を受けて育った親・ひとり親への支援、障がい児・医療的ケアの必要な子どもの理解、保健師に必要とされる虐待予防・早期発見に必要な知識やスキルに関すること等

【参加】1日目 81人、2日目 84人

○保健師等母子研修 大阪母子センターと共同でWEB開催（2日間）

【対象】市町村・府保健所保健師・府子ども家庭センター保健師

1回目 発育発達と新生児期の医療、妊婦面談の実際 180人

2回目 発達障がい、視覚障がい、聴覚障がいを持つ児の支援 158人

○母子保健研修 小児慢性特定疾病（移行期医療支援等）

【対象】府保健所・政令中核市小児慢性特定疾病主管課 保健師等

1回目 動画配信 31人

2回目 対面研修 32人

## 5. 令和6年度取組計画

- ・児童虐待予防研修は、参加しやすく、かつ系統立てた学習ができるよう基礎編、応用編を3回コースで開催。
- ・保健師等母子研修を年2回開催。大阪母子医療センターと共催で実施。
- ・ハイリスク妊婦の把握と支援を推進。産婦健康診査事業への取組、大阪産婦人科医会との連携による支援等。
- ・医療機関向け児童虐待対応研修（動画配信）を開催。  
大阪府内小児科医療機関等のスタッフ及び大阪府内の行政関係者を対象に、地域における児童虐待への対応力の向上、医療機関と市町村・関係機関との連携体制の維持を目的とした、児童虐待早期発見の視点や専門的知識等に関する研修。

## 5. その他

### 1. 妊娠・出産包括支援事業及び推進事業

#### (1) 妊娠・出産包括支援事業（市町村事業）実施状況

事業名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
妊娠・出産包括支援事業	利用者支援事業 母子保健型が必須	利用者支援事業の必須は削除。 子育て世代包括支援センターは、母子健康包括支援センターとして、母子保健法 22 条に法定化。 (平成 29 年 4 月 1 日施行)								こども家庭センター型の創設
	産前・産後サポート事業 実施は任意 6市が実施 堺市、枚方市、大阪市、東大阪市、泉大津市、八尾市	母子保健事業に位置付けられる 29市町村が実施 (8/1 現在)	25市町 (8/1 現在)	29市町 (7/1 現在)	35市町 (7/1 現在) 多胎妊娠サポート事業、多胎妊娠ケア事業、育児用品支援開始。	31市町 (8/1 現在)	32市町 (4/1 現在)	32市町 (4/1 現在)	32市町 (4/1 現在)	32市町 (4/1 現在)
	産後ケア事業	21市町が実施	26市町村 (8/1 現在)	32市町村 (7/1 現在) 母子保健法が改正され、2年以内の実施が努力義務化	41市町村 (7/1 現在) 8月、ガイドライン改訂版	43市町村 令和3年10月より全市町村で実施				
子育て世代包括支援センター		14市町 (4/1 現在)	20市町 (8/1 現在)	28市町 (8/1 現在)	36市町 (7/1 現在)	42市町村 (11/1 現在)	43市町村 令和2年度末全市町村で設置済み			
こども家庭センター	<del>（この項目は実施状況を示していません）</del>									26市町村 (5/1 現在)
産婦健康診査事業	<del>（この項目は実施状況を示していません）</del>		産後ケア事業実施を条件として補助金事業開始。10月より4市が実施。	17市町村 (8/1 現在)	21市町村 (7/1 現在)	28市町村 (7/1 現在)	30市町村 (8/1 現在)	34市町村 (4/1 現在)	40市町村 (4/1 現在)	41市町村 (4/1 現在)

※「産前・産後サポート事業」家庭や地域での孤立感の解消を図るために、子育て経験者等による相談支援等を行う。

「産後ケア事業」退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等を行う。

(2) 妊娠・出産包括支援推進事業（大阪府事業）

① 連絡調整会議（妊娠・出産包括支援事業連絡会）

	実施日	参加市町村	検討内容
第1回	H27年 3月17日	モデル事業実施の2市と H27実施予定の6市町	モデル事業の報告、H27事業計画、 府事業説明
第2回	H27年 9月29日	H27年事業実施市町村 およびH28年度事業実施 実施予定（利用者支援事業 のみ実施を含む） 22市町村	実施市町村の事業報告、H28以降の事業計画に ついて情報交換。 府の事業（推進連絡会議、ニーズ調査、母子保健 コーディネーター育成研修）について 新子ども・子育て交付金について
第3回	H28年 3月11日	H28年度利用者支援事業等 事業予定26市町村	利用者支援事業等事業計画の情報交換 府の事業について（ニーズ調査の報告、H28年度 の研修、推進連絡会開催予定について）
第4回	H28年 7月1日	43市町村	事業説明（母子保健衛生費国庫補助金要綱、子育て 世代包括支援センターの整備について） 妊娠・出産包括支援事業の取組報告
第5回	H29年 2月12日	43市町村	講演：「子育て世代包括支援の方向性 ～フィンランドのネウボラからの示唆～」 H29年度「利用者支援事業」「妊娠・出産包括支 援事業」実施予定報告 大阪府の事業説明
第6回	H29年 7月3日	25市町村 （産婦健康診査事業の開 始に伴い年度内2回開催）	内容：先進的取組を行う市町村の紹介と情報交換 対象：子育て世代包括支援センター未設置市町村 対象
第7回	H29年 12月13日	24市町村	内容：「妊産婦のメンタルヘルス・産後うつについ て」講演とグループワーク 対象：府内全市町村
第8回	H31年 2月22日	33市町村	内容：「子育て世代包括支援センターの効果的事業 展開を目指して」講演とグループワーク 対象：府内全市町村
第9回	R2年 3月（中止）	新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止。 連絡会に代え、全市町村の母子保健事業実施状況を照会・まとめを作成し、フ ィードバック。	
第10回	R3年（中止）		
第11回	R4年	33市町村	内容：「こども家庭センターにおける子育て世代包 括支援センターの機能のあり方」 講演とグループワーク 対象：府内全市町村
第12回	R5年	33市町村	内容：「1か月児健診」「5歳児健診」支援事業に ついて 対象：府内全市町村

② 母子保健コーディネーター育成研修の開催

単位：(人)

開催日時	参加人数		参加市町村数
	実人数	延べ人数	
H28年1月13日・14日	58	121	37
H29年1月20日・23日	46	87	38
H29年7月3日・4日	55	100	37
H29年12月12日・13日	44	85	31
H30年10月11日・12日	59	105	36（ほか、府保健所10）
H30年12月20日※	49	49	32（ほか、府保健所8）
R元年11月5日・14日	69	110	30（ほか、府保健所10）
R元年12月25日※	44	44	25（ほか、府保健所7）
R2年12月7日・11日	52	97	31（ほか、府保健所9）
R3年12月10日・17日	64	100	34（ほか、府保健所8）
R4年1月17日※	38	38	35（ほか、府保健所3）
R4年8月31日・9月10日	46	114	32（ほか、府保健所8）
R5年2月10日※	50	50	33（ほか、府保健所8）
R5年9月1日・9月13日	72	116	36（ほか、府保健所9、妊産婦こころの相談センター）
R6年12月22日※	53	53	33（ほか、府保健所9）
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦のこころとからだ ハイリスク妊婦の理解と支援</li> <li>・母親の生き立ちを踏まえた支援のあり方</li> <li>・予期せぬ妊娠に対する支援、にんしんSOSについて</li> <li>・乳児に起こりやすい病気と事故予防について</li> <li>・産後ケアについて</li> <li>・性と健康相談センター事業（caran-coronの紹介、グリーフケアの実際）</li> <li>・妊産婦こころの相談センター</li> <li>・グループワーク</li> <li>「こども家庭センターにおける母子保健機能のあり方」</li> <li>・意見交換</li> <li>妊娠期から産後の支援について、関係機関との連携について</li> </ul> <p>※はスキルアップ編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「HTLV-1 母子感染予防対策マニュアル第2版」の理解と最新の知見</li> <li>・乳幼児期からの身体・性のはなし</li> <li>・市町村の取組紹介：3市町</li> <li>・意見交換 1か月児健診、5歳児健康診査支援事業について</li> </ul>		

③府内市町村に対して、母子保健事業の実施状況を調査し、結果を連絡会でフィードバックし課題を抽出した。

○すでに子育て世代包括支援センターを設置している市町村の主な課題

- ・府内においては、子育て世代包括支援センターは全市町村で設置。
- ・今後は、令和6年4月より市町村の努力義務となったこども家庭センターの設置および母子保健機能の相談支援の充実、関係機関との連携強化、設置後のPDCAによる円滑な事業展開やマネジメント、地域づくりが課題。
- ・母子保健法改正により市町村に努力義務化された産後ケア事業については、府内全市町村で実施。支援対象の拡大（産後ケアを必要とする者）等、心理社会的に配慮した事業展開に加え、必要とする全ての産婦が利用できる環境整備が課題。

④今後の方向性

「令和6年度の妊娠・出産包括支援推進事業」の取り組み予定

- 母子保健コーディネーター育成研修は基礎コース2回とスキルアップコース1回開催予定。（基礎編9月4日・9月17日実施、スキルアップ編12月～1月予定）。
- 連絡調整会議は、産後ケア、妊産婦のメンタルヘルスに関すること、こども家庭センターに関すること、市町村の児童福祉・母子保健の合同連絡会を開催予定。（R6.1月頃）
- 統括支援員実務研修を令和6年11月7日に家庭支援課と共に開催予定。



母子保健事業実施状況

R6. 4. 1 現在

	市町村名	こども家庭センター (母子保健機能)		妊娠・出産包括支援事業実施						産婦 健診 事業 実施	新生児聴覚 検査体制	
		R6 年度 開設 予定	開設 時期 (予定含 む)	産前・産後サポート事業					産後ケア 事業		初回検査 受診把握 結果把握	初回検査 公費負担
				相談 支援等	多胎ピア サポート 事業	多胎妊産 婦等サポ ーター等 事業	妊産婦等 への育児 用品等 支援	父 親 支 援				
1	池田市	○	R6.4	○					○	○	○	○
2	岸和田市	○	R6.4						○	○	○	○
3	吹田市	○	R6.4	○		○			○	○	○	○
4	泉大津市	○	R6.4				○		○	○	○	○
5	貝塚市	○	R6.4	○					○	○	○	○
6	守口市	○	R6.10	○					○		○	
7	茨木市	○	R5.11		○	○		○	○	○	○	○
8	八尾市	○	R6.4	○					○	○	○	○
9	泉佐野市	○	R6.4						○	○	○	○
10	富田林市	○	R6.7	○					○	○	○	○
11	寝屋川市	○	R6.4	○	○				○	○	○	○
12	河内長野市	○	R6.4	○					○	○	○	○
13	松原市					○			○	○	○	○
14	大東市	○	R6.4						○	○	○	○
15	和泉市	○	R6.4	○					○	○	○	○
16	箕面市	○	R6.4						○	○	○	○
17	柏原市	○	R6.4	○					○	○	○	○
18	羽曳野市	○	R6.4	○					○	○	○	○
19	門真市			○					○	○	○	○
20	摂津市	○	R6.4	○		○		○	○	○	○	○
21	高石市	○	R6.4	○			○		○	○	○	○
22	藤井寺市	○	R6.4	○				○	○	○	○	○
23	泉南市	○	R6.10	○					○	○	○	○
24	四條畷市			○					○	○	○	○
25	交野市	○	R6.4	○					○	○	○	○
26	大阪狭山市	○	R6.4	○			○	○	○	○	○	○
27	阪南市								○	○	○	○
28	島本町	○	R7.1						○	○	○	○
29	豊能町			○					○		○	○
30	能勢町			○					○	○	○	○
31	忠岡町								○	○	○	○
32	熊取町	○	R6.4	○	○				○	○	○	○
33	田尻町			○					○	○	○	○
34	岬町			○					○	○	○	○
35	太子町	○	R6 年度	○					○	○	○	○
36	河南町			○			○		○	○	○	○
37	千早赤阪村	○	R6.5				○		○	○	○	○
38	高槻市			○		○			○	○	○	○
39	東大阪市			○					○	○	○	○
40	豊中市	○	R5.4	○				○	○	○	○	○
41	枚方市	○	R6.4						○	○	○	○
42	大阪市	○	R6.4	○		○			○	○	○	○
43	堺市	○	R6.4	○					○	○	○	○
	有	31		31	3	6	5	5	43	41	43	42
	参考 (R5.4.1 時点)		—	32	2	6	2	—	43	40	—	—

## 2. 新生児聴覚検査推進体制整備事業

(母子保健医療対策総合支援事業 平成 29 年度～)

### 1. 経過

- 平成 10 年～12 年 厚生労働科学研究（未熟児の聴覚障がい検査を正常児に実施。聴覚検査の有効性を検証）>日本の聴覚障がいの頻度 1～2 人/千人  
>6 ヶ月までに支援開始すれば 8 割が言語獲得
- 平成 12 年 国が新生児聴覚検査モデル事業実施
- 平成 19 年 モデル事業廃止・検査助成費を地方交付税措置（市町村）
- 平成 27 年 厚労省が新生児聴覚スクリーニング検査助成状況調査⇒府内市町村は助成なし
- 平成 28 年度 千早赤阪村が新生児聴覚検査事業に助成開始
- 平成 28 年 3 月 29 日：厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知  
>早期支援等を図るため新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組むこと。  
>都道府県、市町村の役割を明文化
- 平成 29 年 12 月 28 日：厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知  
>市町村：検査受診状況、受診結果の把握と早期支援、公費負担の実施により経済的負担の軽減を図る。  
>都道府県：協議会を開催し、市町村、医療機関における検査実施状況の把握と必要な対策について協議。
- 令和元年 6 月 7 日「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」
- 令和 2 年 3 月「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」
- 令和 2 年 3 月 31 日「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について（厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）  
>市町村：検査未受診児の保護者等への検査受診勧奨を行う。  
要精検となった児が遅滞なく精密検査を受診できるように勧奨する。  
精密検査後の療育について、情報提供を適切に行うため、関係機関と連携して地域支援の把握に努めること。  
>都道府県：病院の外来等で検査が実施できる医療機関の把握。
- 令和 4 年 2 月「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」
- 令和 4 年 7 月 21 日「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について（厚生労働省通知） ※保健衛生費における算定に変更
- 令和 5 年 10 月 3 日「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について（こども家庭庁通知）※先天性サトカ 1 感染感染症の治療薬の保険適用化と同感染症の検査の推奨
- 令和 6 年 7 月 26 日「新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について」

## 2. 事業内容

- ①新生児聴覚検査の意義等の周知：チラシを作成し市町村に配布。市町村が妊娠届出受理の機会を通じ保護者に周知。
- ②関係機関との連携体制づくり：新生児聴覚検査関係機関連携会議の開催  
産婦人科・耳鼻咽喉科医療機関及び母子保健機関が把握する新生児聴覚検査に関する情報を集約し、大阪府における新生児聴覚検査に関する実態を把握し評価、課題の抽出等  
平成30年1月「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」を策定。  
平成31年2月 医療・保健・福祉・療育の各分野の関係者の役割と連携について  
令和2年2月 スクリーニング検査実施状況の共有、各分野関係者の役割検討  
(令和2・3・4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行のため未開催)  
令和6年2月 新生児聴覚検査推進体制検討会の開催(現状の新生児聴覚検査体制についての点検と課題。先天性サイトメガロウイルス感染症について)
- ③令和4年3月「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」  
時点修正。併せて、上記手引きの続編として、福祉部障がい福祉室自立支援課にて「大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き」を作成。
- ④令和2年10月 分娩取扱医療機関に対し、検査機器等に関する調査を実施。
- ⑤検査器機導入補助事業(令和3年度～令和5年度)  
聴覚障がい早期に発見され適切な支援が行われるよう、分娩取扱医療機関等が聴覚検査の器機(AABR)購入する際の補助を実施し、国が推奨する自動ABRへの切替を促進。  
(交付決定数)  
令和3年度：12件、令和4年度：11件、令和5年度：11件
- ⑥管内市町村保健師等への研修会の開催等：  
○平成30年11月28日  
テーマ：「新生児スクリーニング検査のその意味と影響—検査後のフォローの重要性」  
講師：大阪市立大学大学院耳鼻咽喉病態学病院教授 阪本 浩一氏  
「聴覚障がい児の早期支援～発達早期のコミュニケーションと愛着形成～」  
講師：神戸大学国際人間学部大学院教授 河崎 佳子氏  
○令和元年9月5日 テーマ：「きこえにくい子どもたち」  
講師：大阪母子医療センター耳鼻咽喉科 言語聴覚士 大黒 里味氏  
○令和2年度  
・12月11日母子保健コーディネーター育成研修にて令和元年度の市町村取組状況を報告  
・その他、市町村を対象とした会議等にて、検査の意義や各市町村の取組状況を報告  
○令和3年度 市町村を対象としたWeb研修 受講 114人  
○令和4年度 ・市町村を対象としたWeb研修 受講 135人  
・聴覚に障がいのある子どもの支援に係る市町村説明会(福祉部と共同開催)  
○令和5年度  
・研修(Web開催)にて、新生児聴覚検査の意義を説明  
テーマ：「聞こえにくい子どもたちへの早期発見、治療のために」  
講師：大阪母子医療センター リハ・療育支援部門(耳鼻咽喉科)

言語聴覚士 大黒 里味氏 受講 157人

・聴覚に障がいのある子どもの支援に係る市町村説明会（福祉部と共同開催）

⑦市町村における公費負担状況調査

令和5年4月1日現在 府内35市町村（81.4%）にて公費負担を実施

令和6年4月1日現在 府内42市町村（97.7%）にて公費負担を実施

3. 府内市町村の取組状況

項目	H30年度 8月現在	R1年度 6月現在	R2年度 9月現在	R3年度 10月現在	R4年度 10月現在	R5年度 10月現在
新生児聴覚検査の周知・啓発状況	43	43	43	43	43	43
新生児聴覚検査受診の有無の確認	40	43	43	43	43	43
検査費用助成	1	9 (R1年度実施予定含む)	19 (R2年度実施予定含む)	23	29	39

4. その他

- 平成29年度より、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク（福祉部主催）に委員として参加。
- 府内市町村母子保健主管課に、福祉部の委託事業等の情報提供を行い、新生児聴覚検査の要精検児やその保護者、片耳難聴を含む聴覚障がいを持つ児及びその保護者への支援の充実を図る。
- 新生児聴覚検査周知リーフレット「赤ちゃん耳のきこえ」を令和4年3月30日改訂  
改訂内容：「耳のきこえ」や「ことば」の相談先に大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター、こめっこ（手話言語獲得支援等）を追記

### 3. 成育医療基本方針の取組（健やか親子21）の取組

#### 1. 経緯・概要

○「健やか親子21」とは

- ・平成13年に開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を関係するすべての人々、関連機関・団体が一体となって推進する国民運動計画。平成27年度からは「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指した「健やか親子21（第2次）」を策定。
- ・令和5年度からは、健やか親子21について、母子保健の国民運動から医療・教育など幅広い分野を含めた成育基本方針に基づく国民運動に、位置付けが変更された。

○『成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針』の改定（令和5年3月22日閣議決定）令和5年3月厚労省局長通知『成育医療等基本方針に基づく計画策定指針』（根拠：成育基本法第11条）

- ・令和5年～令和10年における成育医療等の施策の基本的方向等を策定。
- ・都道府県は、府内市町村における成育医療などの状況の把握だけではなく、市町村間の健康格差の状況、全国の成育医療などの提供に関する施策の実施状況との比較等、広域的かつ専門的な視点から課題の把握を行い、計画を策定。
- ・成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者が相互に連携を図り、乳幼児健康診査等の母子保健事業の精度管理や広域的支援、学童期及び思春期の健康課題に関する取組を推進。

○健やか親子21（第2次）が設定した5つの課題に対する取組

（課題）・基盤課題A 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

・基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

・基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

・重点課題1 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

・重点課題2 妊娠期からの児童虐待防止対策

（指標）行政が、環境整備・支援対策を講じることにより、住民の行動変容が起こり、最終目標が達成されるよう、3段階（環境整備・健康行動・健康水準）にて整理された52指標。

すべての子どもが健やかに育つ社会を構築するため、子育て・健康支援に取り組む。

※2つの方向性

- ・日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、かつ生命が守られる
- ・疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違いを認識した母子保健サービスの展開

○取組の方向性

- ・指標は、健やか親子21から成育医療等基本方針に基づく評価指標に移行。
- ・県型保健所における市町村支援については、「発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への支援体制」の指標で評価。

#### 2. 大阪府の状況

○県型保健所の母子保健機能強化(市町村支援としての母子保健事業評価)

(平成30年度)

- ・府保健所保健師に対し、説明会を実施（研修機会を活用）、健やか親子21（第2次）の現状と方向性に併せて取組イメージを共有。

(令和元年度)大阪母子医療センター母子保健調査室の技術的支援を得て実施。

- ・母子保健事業の評価に関する保健師研修を実施（市町村母子保健事業の評価スキル習得。市町村乳幼児健康診査事業、訪問状況等の情報を集積・比較分析）
- ・評価の基本的パッケージを作成。

（令和2年度～令和3年度）

引き続き、大阪母子医療センター母子保健調査室の技術的支援を得て、乳幼児健診について話をする機会を持ち、市町村の実情に応じた支援を実施。

- ・保健所による管内、またはブロックや圏域単位での取組推進

（令和4年度の取組）

- ・市町村へのヒアリングを実施。乳幼児健診の実施、フォロー状況の経年的分析、妊産婦のメンタルヘルスについて精神チームも協力した事例検討等を実施。

（令和5年度の取組）

- ・令和5年度より大阪府母子保健運営協議会において、成育医療基本方針に基づく指標について、進捗状況を確認。
- ・令和5年度より府保健所が市町村のニーズに応じた支援について、母子保健広域強化事業として実施。

課題	環境整備指標	ハイリスク (H25年 度)	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標	全国 (H29 年度)	大阪府 (元年 度)	大阪府 (R2年 度)	大阪府 (R3年 度)	大阪府 (R4年 度)	
基盤課題A	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合	81.9%	90%	100%	35.1%	22.2%	11.1%	11.1%	33.3%
		市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合	39.2%	80%	100%	17.0%	100%	100%	100%	100%
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合	33.8%	50%	100%	19.1%	44.4%	55.5%	55.5%	77.7%
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県型保健所の割合	66.5%	80%	100%	80.0%	22.2%	0%	0%	22.2%
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をする体制がある県型保健所の割合	30.3%	70%	100%	14.1%	11.1%	0%	0%	11.1%

### 3. 今後の取組と課題

- ・市町村のニーズに応じた支援の充実
- ・府内の母子保健体制の向上を目指すPDCAの取組
- ・成育医療等基本方針に基づく取組について庁内関係課と連携した全庁的体制の構築

## 4. 母子保健における発達障がい児に関する取組

### 1. 国・府における発達障がいに関する取組の経過

#### (1) 国の取組

##### ①発達障害者支援法の施行（H17.4.1）

・「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

※都道府県の主な責務（第3条）：早期発見、早期発達支援、就労支援、地域生活支援、家族支援、本人及び保護者の意志尊重、業務担当部局間の緊密な連携の確保、関係機関との必要な協力体制の整備

##### ②児童福祉法の改正（H24.4.1）

・障がい児に対する通所支援の提供体制が再編され、実施主体が市町村となる

##### ③発達障害者支援法の一部を改正する法律の公布（H28.6.3）

・「発達障害者の定義」に、「社会的障壁」の文言が加筆され、国及び地方公共団体の責務に、「相談体制の整備」が明記された。

・支援のための施策として、「司法手続における配慮」や都道府県に「発達障害者支援地域協議会」を設置できる規定が新設された。

#### (2) 府の取組

##### ①H17～24年度

- ・H17年度以降府内に6か所の療育拠点施設を整備。H24年度の児童福祉法改正に伴い、発達障がい児の支援を行う事業所に対して、人材育成、機関支援等を実施
- ・協力医療機関の確保のための研修会、発見技術向上のための研修会（保健師・保育士等）の実施
- ・支援体制整備検討部会の開催
- ・啓発冊子の作成
- ・発達障がい者支援センター「アクトおおさか」の運営

##### ②H25～R2年度

- ・発達障がい児者について、乳幼児期・学齢期・成人期といったライフステージに応じた、切れ目のない総合的な支援体制を整備する「発達障がい児者総合支援事業」を実施（知事重点事業）。  
所管：福祉部障がい福祉室（関係部局：政策企画部、福祉部、教育庁、商工労働部、健康医療部）
- ・H25年度、大阪府発達障がい児者支援プラン」（計画期間H25～29）を策定。
- ・H26年度、「発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き」を作成。
- ・H27年度、「発達障がいのある方の身近な地域での支援のために」等を作成。
- ・H29年度、「大阪府発達障がい児者支援プラン」新プランを策定

### 2. 母子保健における発達障がいに関する取組 ※母子保健は「発達障がい早期気づき支援事業」担当

#### (1) 市町村母子保健主管課

- ①乳幼児健康診査における早期発見 ②発見後の診断確定や療育機関へのつなぎ ③保護者支援

#### (2) 府の取組

【H24年度】

- ①乳児健康診査（委託）受診票の改定と解説書の作成：府医師会及び政令・中核市の協力のもと、発達障がい児の早期発見に関する項目を追加し、市町村へ提案。委託医療機関や市町村保健師に対する説明会を開催
- ②保健師研修：市町村・保健所保健師に対して、療育機関に関する研修を実施

【H25 年度】

- ①乳幼児健康診査における発達障がいの早期発見に資する問診項目を定め、市町村に提示
- ②市町村に提示した問診項目を取り入れた問診票に改訂するための支援実施
- ③市町村保健師向けに、「発達障がいの早期発見のための問診項目手引書」を作成し市町村説明会で説明、配布
- ④1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの間における、発達障がいの早期発見のための取組として、2歳児問診項目を作成
- ⑤問診票検討ワーキングチームにおいて、問診項目の検証方法を検討
- ⑥保健師研修：市町村・保健所保健師対象に実施

【H26 年度】

- ①発達障がいの早期発見に資する問診項目について、大阪大学大学院と共同研究により検証を実施
- ②府内4市町村で、1歳6か月児健康診査を中心とした Gaze Finder（注視点検出による社会性発達の評価補助装置）を用いたモデル事業を実施
- ③乳幼児健診検討ワーキングチームにおいて、問診項目の検証、乳幼児健診における Gaze Finder の導入・活用等について検討
- ④問診票改訂を行う市町への技術支援を実施

【H27 年度】

- ①大阪大学との共同研究結果をもとに、乳幼児健診検討ワーキングチームでH25年度に作成した「発達障がいの早期発見のための問診項目手引書」の補足版を作成
- ②新たに2市町を追加し、6市町村で1歳6か月児健康診査を中心とした Gaze Finder を用いたモデル事業を実施
- ③問診票改訂を行う市町への技術支援を実施

【H28・29年度】

- ①府内市町村で、Gaze Finder を用いたモデル事業等を実施し「大阪府乳幼児健診体制整備事業（ゲイズファインダー市町村モデル事業）実施報告書」を作成（H28年度）
- ②H25～28年度に、府内全市町村が改訂した発達障がいの早期発見のための問診項目を取り入れた乳幼児健診問診票を回収し、現状把握と保健師の意見聴取を実施。（H30年1月）

【H30 年度】

- ①府内市町村事業として Gaze Finder（かおテレビ）事業等を実施。
- ②保健師研修の開催。

【R 元年度～】

- ①乳幼児健診問診で発達障がいの早期発見問診項目による現状把握と保健師の意見聴取結果を踏まえた市町村支援の実施。
- ②保健師研修の実施  
令和4年7月14日（木）Web  
大阪母子医療センター 子どものこころの診療科副部長 平山 哲氏  
受講者 137人（市町村・保健所保健師等）  
令和5年7月20日（木）Web  
大阪母子医療センター 子どものこころの診療科副部長 平山 哲氏  
受講者 160人（市町村・保健所保健師等）



## 5. 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業

(令和2年度～令和5年度)

### (1) 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査

新型コロナウイルス感染症に対し不安を抱える妊婦が、かかりつけ産婦人科医等と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR検査を無料で受けられるよう、府内一元的な体制を整備。

#### ○事業概要

対象となる方	(R2年度) 分娩前で検査を希望する無症状の妊婦 (R3年度、R4年度) 強い不安を抱える妊婦、もしくは基礎疾患を有する妊婦で検査を希望する妊婦
助成内容	検査費用 9,000 円までを助成 (1 回に限る)
検査実施先	妊婦のかかりつけ産科医療機関等
事業実施	R2年7月27日(月)～令和5年9月30日まで

#### ○実績

- ・事業実施医療機関数 R2：85 機関 R3：90 機関 R4：38 機関 R5：11 機関
- ・実施件数：R2：3,834 件 (※うち陽性者数 3人)  
R3：1,420 件 (※うち陽性者数 1人)  
R4：90 件 (※うち陽性者数 1人)  
R5：14 件 (※うち陽性者数 0人) ※府外医療機関での実施件数含まず

○その他 5類感染症への移行に伴い、検査助成の対象期間は令和5年9月30日まで

### (2) 妊産婦への寄り添い型支援

新型コロナウイルス感染の有無に関わらず、健康面や出産後の育児等に不安を抱える妊産婦に対し、退院後、助産師等が、自宅への訪問等により、不安や孤立感の解消、育児技術の助言など、寄り添ったケア支援を受けられるよう、府内一元的な体制を整備。

#### ○事業概要

対象となる方	(R2、R3年度) 感染からの回復後、健康面や出産後の育児等に不安を感じ支援を希望する方 (R4年度) 感染の有無に関わらず、健康面や出産後の育児等に不安を感じ支援を希望する方
助成内容	助産師等が訪問等により、専門的なケアや育児に関する支援を実施
検査実施先	一般社団法人大阪府助産師会 (事業委託)
事業開始日	R2年7月27日(月)～令和4年度

○実績 寄り添い型支援実施人数 R2：3名 R3：0名 R4：1名

○その他 令和4年度末で終了

## 6. 母子グループの直近3か年の予算の状況について

事業の名称および概要	当初予算額（千円）		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p>■児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策事業 児童虐待リスクの高い望まない妊娠等に悩む人が早期から相談できるよう相談窓口の開設により、児童虐待の発生を予防する。</p>	7,698	7,698	7,775
<p>■児童虐待発生予防・早期発見事業 各医療機関で整備を図った院内体制を維持し、より実効性の高い児童虐待防止体制を地域医療全体で整備する。</p>	836	—	—
<p>■障がい・難病児療育支援体制整備事業 身体に障がいのある児及び慢性疾患児を早期発見し、適切な医療・療育を確保するために、療育相談事業等を実施する。</p>	10,600	10,600	9,720
<p>・小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング等事業 難病児（小児慢性疾病児）や保護者の日常生活の悩みに対して、ピアカウンセラー（病気をもった子どもの子育て経験者等）が電話又は面接で相談に応じる。</p>	内（2,394）	内（2,394）	内（2,394）
<p>■小児慢性特定疾病医療費助成事業 小児慢性特定疾病の16疾患群について、児童等の健全育成の観点から患児家庭の医療費の負担の軽減を図るため、医療費の援助を行う。</p>	994,072	989,845	1,026,725
<p>■自立支援医療（育成医療）支給事業【※】 身体に障がいのある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療費の支給を行う。</p>	26,885	24,974	18,882
<p>■未熟児養育医療給付事業【※】 入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療給付を行う。 【※】「自立支援医療（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療給付事業」は平成25年4月1日から各市町村に事務移譲されている。</p>	139,870	144,405	134,249
<p>■結核療育医療給付事業 骨関節結核その他の結核に罹患し、長期の入院治療を必要とする児童に対し、その療養に必要な医療の給付を行い、併せて学習の援助を行う。</p>	277	277	277
<p>■不妊・不育症対策事業 不妊・不育症に悩む夫婦等に対する専門的な相談及び情報提供を行う体制を整備し、身体的、精神的負担の軽減と出産を支援する。</p>	22,685	19,070	18,939
<p>■不妊治療・不育症検査費助成事業 令和4年度からの保険適用後においても、治療計画に支障が生じないように、経過措置として年度をまたぐ</p>	981,890	2,700	2,700

事業の名称および概要	当初予算額（千円）		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一回の特定不妊治療に要する費用を助成（令和4年度 のみの経過措置）。 また、不育症患者の経済的負担を軽減するため、不 育症検査に要する費用を助成する。			
■先天性代謝異常等検査事業 先天性代謝異常症等について、早期発見し、適正な 治療を行うため、新生児を対象としたマス・スクリー ニング検査事業を実施する。	80,677	79,997	75,627
■先天性代謝異常等検査事業（実証事業）【新規】 SCID(重症複合免疫不全症)及びSMA（脊髄性筋萎 縮症）の2疾患について検査を実施し、国の調査研究 と連携・協力する。（R5～7年度）	—	—	183,270
■新生児聴覚検査体制整備事業 聴覚障がい、早期に発見され適切な支援が行われ るよう新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。 検査精度の向上を図るため、府内の産科医療機関等に AABR（自動聴性脳幹反応検査）機器の購入費用の補 助を行う（機器購入補助は令和5年度で終了）。	18,626	18,626	626
■屈折検査導入支援事業 市町村実施の3歳児健診において、弱視の見逃し防 止に有用な屈折検査を推進するため、屈折検査実施の 市町村に対し検査場所や検査員の確保等の屈折検査 導入に要する費用を支援する（令和5年度で終了）。	30,000	11,400	—
■乳児家庭全戸訪問事業 乳児のいる全ての家庭を訪問し、その居宅において 様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提 供を行う。（市町村実施事業への補助）	83,720	82,940	87,065
■地域医療介護総合確保基金事業 ・小児在宅医療促進事業（大阪府医師会委託） 医療的ケアの必要な児とその家族が、地域で安心し て療養生活を継続できるように、日常的な診療を担 う在宅医を育成する。 ・小児医療・周産期医療連携推進事業【新規】 分娩取扱医療機関や小児科医療機関が減少する中 で、持続可能な小児・周産期医療体制を維持するた め、地域における医療機関相互の連携体制に加え、 役割分担の取組みを推進する。	2,429	2,429	7,4391 内（2,949）
■周産期医療体制整備事業 妊娠、出産から新生児までを対象として、地域にお いて高度専門的な医療を効果的に提供する体制を 確保するとともに、各医療機関の機能分担の確立に より、持続可能な周産期医療体制を整備する。	1,243,165	1,237,809	— 内（71,442）
			1,232,583

事業の名称および概要	当初予算額（千円）		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p>■移行期医療支援体制整備事業 小児期及び成人期を担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や自身の疾病等の理解を深めるなどの自律支援を実施するため、移行期医療支援センターを設置する。</p>	4,276	4,276	4,276
<p>■新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合支援事業 新型コロナウイルス感染症への不安を抱える妊婦等が分娩前にPCR検査を受検する場合の費用を助成するとともに、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、助産師等が訪問や電話等により寄り添った支援を実施する（寄り添い支援は令和4年度で終了。分娩前検査は令和5年9月末迄の検査が助成対象）。</p>	9,554	2,160	—
<p>■出産・子育て応援交付金 伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出時及び出生届出後にそれぞれ5万円相当の現金やクーポンを支給）を一体的に実施する市町村に対し補助する。</p>	1,677,400 ※補正予算で計上	1,843,080	1,237,560
<p>■妊産婦メンタルヘルスネットワーク構築事業【新規】 妊産婦のメンタルヘルスの問題に対応するための地域の医療機関、関係機関の連携体制の構築を図る。</p>	—	—	11,030
当初予算計上額	3,657,260 (補正後) 5,334,660	4,481,992	4,125,695

## 7. 令和7年度 健康医療における国の施策に関する提案・要望

### 【保健医療体制等の確保】

#### 〔救急医療体制等の充実・強化〕

##### 周産期・小児医療体制整備に係る財政支援の拡充等

- ・産婦人科の救急搬送体制整備に係る財源措置を行うこと
- ・周産期医療対策事業に係る国庫補助基準額等の引き上げを行うこと
- ・周産期専用病床に係る算定日数制限の撤廃等、診療報酬制度の見直しを行うこと
- ・小児中核病院・小児地域医療センターへの財政措置を新たに行うこと

#### 〔災害医療体制等の充実・強化〕

##### 周産期母子医療センターの充実

- ・周産期母子医療センターが災害拠点病院と同等の災害要件を満たすための財源措置及び災害時小児周産期リエソンの養成等に係る財源措置を行うこと

### 【地域保健・感染症対策の充実・強化】

#### 〔地域保健施策の推進〕

##### 小児慢性特定疾病医療費助成制度の充実

- ・疾患の状態と程度について、患児等の治療の状態を踏まえた基準の変更を行うこと
- ・重症認定基準について、疾患群ごとの治療実態を踏まえた変更を行うこと
- ・対象者や対象疾病等の拡大及び患者負担軽減策を実施すること
- ・移行期医療支援体制整備事業に係る財政的支援等を充実すること

##### 難病患者の支援体制の充実

- ・難病・慢性疾病患者が通常よりハイリスクな妊娠・出産に伴い特別な医療を必要とする場合の患者負担の軽減策を実施すること

##### 不妊等に関する総合的施策の推進

- ・保険適用外となった「先進医療」のうち、エビデンスが確認されたものについて、早期に保険適用とすること
- ・専門機関等の研究により効果が認められる治療及び必要な検査の保険適用等、不育症に関する施策を推進すること
- ・早発卵巣不全等の疾病により妊孕性が低下する方を対象に、卵子凍結を含めた生殖補助医療に係る助成制度を創設すること
- ・凍結卵子を使用した生殖補助医療への保険適用を拡充すること

##### 思いがけない妊娠の際の相談体制の充実

- ・「全国共通ダイヤル」システムにより、相談者が発信した地域の相談窓口に繋がるシステムを構築すること

##### 旧優生保護法一時金支給等に関する法改正及び制度のかかる周知・広報における合理的配慮

- ・一時金支給申請期限を無期限とするための法改正を行うこと
- ・テレビ・新聞・ラジオなどを用いた数次にわたる広報を実施すること

#### 市町村母子保健を担う保健師の人員体制確保のための措置

- 母子保健の専門性を活かした児童虐待の発生予防・早期発見等に関し、極めて重要な役割を担う市町村保健師について、必要な人員体制が確保できるよう財政措置を行うこと

#### 新生児マススクリーニング検査対象疾患の拡充と補助制度の創設

- 医療の進展に伴い早期発見・早期治療が可能となった希少難病性疾患を全国一律で先天性代謝異常等検査の対象疾患とし、全ての新生児が公費負担により受検できるよう国庫補助制度を恒久化すること

#### プレコンセプションケアに関する普及啓発の推進

- プレコンセプションケアは、若年層から成人まで幅広い年代を対象とする取組として母子保健、教育、労働と多分野にまたがることから、関係する省庁が連携した一体的な普及啓発を推進すること
- 特に卵子凍結など新しい技術について、国民が正しい知識を得た上で利用できるよう国において考え方を示すこと

# 資 料 編

- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1. 大阪府における母子保健事業体制                   | P1  |
| 2. 大阪府の母子保健の主な指標等                    | P2  |
| 3. 大阪府の母子保健の推移                       | P3  |
| 4. 市町村母子保健事業                         | P7  |
| 5. 大阪府健康医療部における在宅医療支援事業              | P15 |
| 6. 大阪府福祉部における<br>重症心身障がい児者への地域生活支援事業 | P16 |

# ○大阪府における母子保健事業体制

◆：児童福祉法に基づく事業

＜令和6年度＞

区分	思春期	結婚	妊娠	出産	1歳	2歳	3歳	4歳	就学	18歳	20歳
市町村	健康教育		母子健康手帳交付 妊婦（両親）教室								
	健康診査		妊婦一般健康診査 （医療機関委託）	産婦健康診査 （R6.4現在41市町村） 乳児一般（1か月児）健康診査 （医療機関委託） 3・4か月児健診 乳児後期健診 （医療機関委託）	1歳6か月児健診		3歳児健診（5歳児健診） 視聴覚健診				
	保健指導			新生児聴覚検査事業 訪問指導 未熟児訪問指導 ◆乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業） ◆養育支援訪問事業 妊産婦訪問・保健指導 離乳食講習会							
	医療給付			未熟児養育医療の給付							
	その他			産後ケア事業 伴走型相談支援 妊娠・出産包括支援事業 （◆）こども家庭センター（母子保健機能 一部市町村）							
大阪府	府保健所			◆慢性疾患児及び身体障がい児への療育指導 ◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 母子保健法による市町村への技術支援 （母子保健広域支援強化事業）							
	保健事業			先天性代謝異常等検査 新生児聴覚検査体制整備事業 （聴覚検査機器購入補助事業はR5年度で終了） （屈折検査補助事業R5年度で終了） 妊娠・出産包括支援推進事業 不妊・不育・流産産専門相談 にんしんSOS 妊産婦こころの相談C 妊産婦ミタールネットワーク構築事業 リトルベビーハンドブック HTLV1母子感染対策 プレコンセプションケア 母体保護法（旧優性・受胎調節実地指導員）							
	医療体制・医療給付等			周産期医療体制整備 小児（在宅）医療体制整備 ◆小児慢性特定疾病医療の給付・手帳の交付 ◆結核児童療育の給付						移行期医療体制整備	



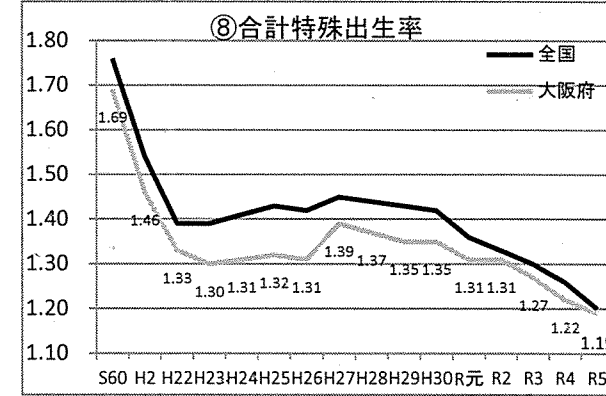
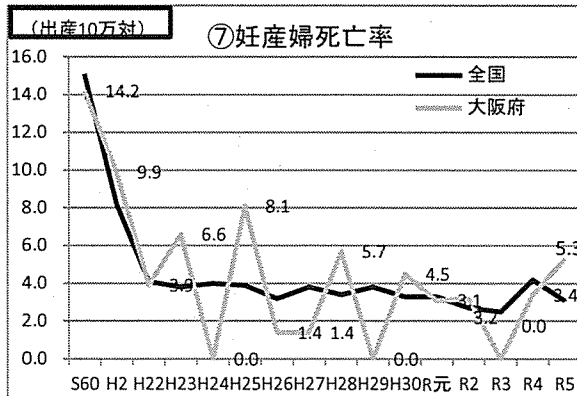
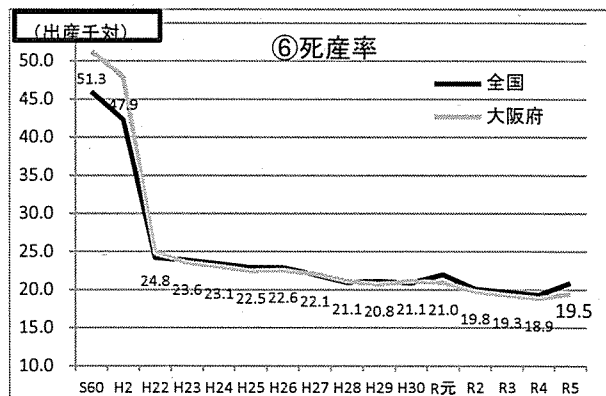
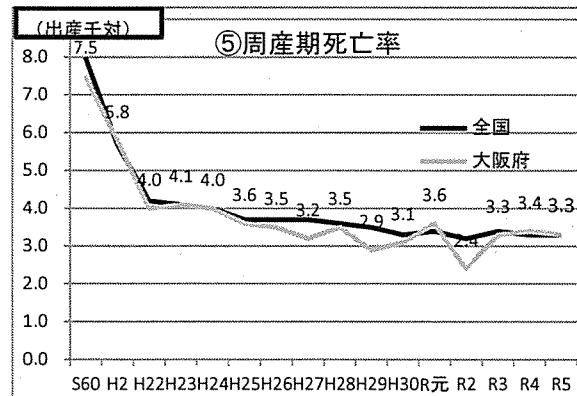
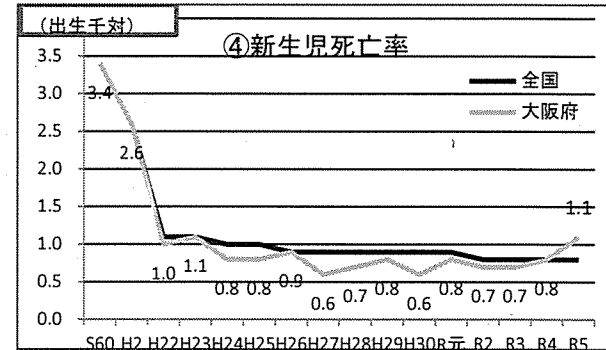
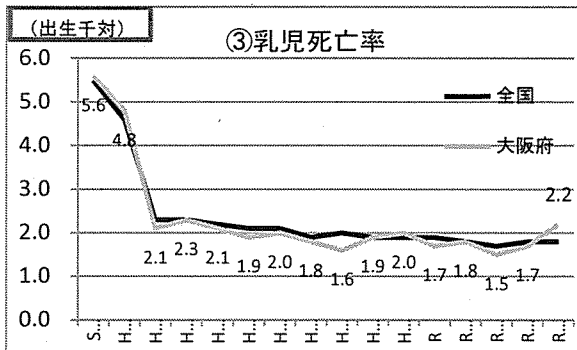
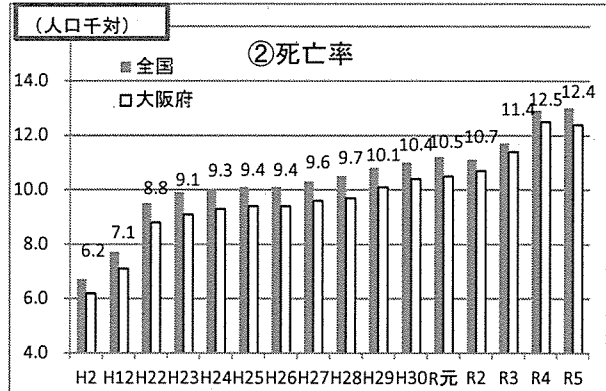
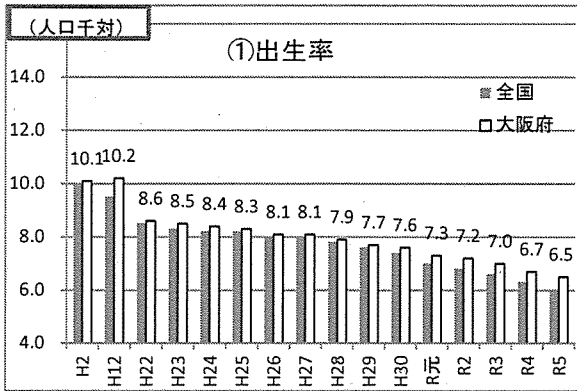
## 大阪府の母子保健の主な指標等

上段:大阪府の数 / 中段:大阪府の率 / 下段:全国の率

年次	人口	妊娠届出者数	出生 (人口千対)	死亡 (人口千対)	乳児死亡 (出生千対)	新生児死亡 (出生千対)	周産期死亡 (出産千対)	死産 (出産千対)	妊産婦死亡 (出産10万対) * S50以前は 出生10万対	合計特殊 出生率
昭和50	8,108,360	—	150,653	41,299	1,411	923	2,476	9,350	61	—
			18.6	5.1	9.4	6.1	16.4	58.4	40.5	1.90
			17.1	6.3	10.0	6.8	16.0	50.8	28.7	1.91
55	8,295,801	—	111,956	44,272	771	497	1,268	6,579	32	—
			13.5	5.3	6.9	4.4	11.3	55.5	27.0	1.67
			13.6	6.2	7.5	4.9	11.7	46.8	19.5	1.75
60	8,653,000	108,948	100,328	48,152	558	342	748	5,430	15	—
			11.8	5.7	5.6	3.4	7.5	51.3	14.2	1.69
			11.9	6.3	5.5	3.4	8.0	46.0	15.1	1.76
平成2	8,557,249	94,287	86,840	52,844	417	230	505	4,368	9	—
			10.1	6.2	4.8	2.6	5.8	47.9	9.9	1.46
			10.0	6.7	4.6	2.6	5.7	42.3	8.2	1.54
12	8,633,901	93,203	88,163	61,315	257	134	486	2,760	3	—
			10.2	7.1	2.9	1.5	5.5	30.4	3.3	1.31
			9.5	7.7	3.2	1.8	5.8	31.2	6.3	1.36
17	8,460,236	82,074	76,111	68,648	198	106	341	2,214	3	—
			8.8	7.9	2.6	1.4	4.5	28.3	3.8	1.21
			8.4	8.6	2.8	1.4	4.8	29.1	5.7	1.26
22	8,697,550	80,427	75,080	76,556	161	77	303	1,907	3	—
			8.6	8.8	2.1	1.0	4.0	24.8	3.9	1.33
			8.5	9.5	2.3	1.1	4.2	24.2	4.1	1.39
26	8,678,000	76,660	69,968	81,653	138	65	248	1,621	1	—
			8.1	9.4	2.0	0.9	3.5	22.6	1.4	1.31
			8.0	10.1	2.1	0.9	3.7	22.9	3.2	1.42
28	8,837,812	71,041	68,816	84,390	111	46	239	1,480	4	—
			7.9	9.7	1.6	0.7	3.5	21.1	5.7	1.37
			7.8	10.5	2.0	0.9	3.6	21.0	3.4	1.44
29	8,831,642	71,014	66,602	87,082	127	55	196	1,415	0	—
			7.7	10.1	1.9	0.8	2.9	20.8	0.0	1.35
			7.6	10.8	1.9	0.9	3.5	21.1	3.8	1.43
30	8,824,566	68,725	65,446	89,494	131	42	205	1,410	3	—
			7.6	10.4	2.0	0.6	3.1	21.1	4.5	1.35
			7.4	11.0	1.9	0.9	3.3	20.9	3.3	1.42
令和元	8,823,453	67,654	62,557	90,410	108	52	225	1,339	2	—
			7.3	10.5	1.7	0.8	3.6	21.0	3.1	1.31
			7.0	11.0	1.9	0.9	3.4	22.0	3.3	1.36
令和2	8,837,685	64,653	61,878	91,644	112	46	150	1,247	2	—
			7.2	10.7	1.8	0.7	2.4	19.8	3.2	1.31
			6.8	11.1	1.8	0.8	3.2	20.1	2.7	1.33
令和3	8,807,279	60,891	59,780	97,282	92	40	195	1,178	0	—
			7.0	11.4	1.5	0.7	3.3	19.3	0.0	1.27
			6.6	11.7	1.7	0.8	3.4	19.7	2.5	1.30
令和4	8,787,414	60,862	57,315	106,277	100	44	198	1,103	2	—
			6.7	12.5	1.7	0.8	3.4	18.9	3.4	1.22
			6.3	12.9	1.8	0.8	3.3	19.3	4.2	1.26
令和5	8,774,574	(まだ公表されていない)	55,292	104,964	119	59	181	1,101	3	—
			6.5	12.4	2.2	1.1	3.3	19.5	5.3	1.19
			6.0	13.0	1.8	0.8	3.3	20.9	3.1	1.20

注: データの出典 人口動態調査、地域保健・健康増進事業報告

# 大阪府の母子保健の推移



①出生率

	全国	大阪府
H2	10.0	10.1
H12	9.5	10.2
H22	8.5	8.6
H23	8.3	8.5
H24	8.2	8.4
H25	8.2	8.3
H26	8.0	8.1
H27	8.0	8.1
H28	7.8	7.9
H29	7.6	7.7
H30	7.4	7.6
R元	7.0	7.3
R2	6.8	7.2
R3	6.6	7.0
R4	6.3	6.7
R5	6.0	6.5

②死亡率

	全国	大阪府
H2	6.7	6.2
H12	7.7	7.1
H22	9.5	8.8
H23	9.9	9.1
H24	10.0	9.3
H25	10.1	9.4
H26	10.1	9.4
H27	10.3	9.6
H28	10.5	9.7
H29	10.8	10.1
H30	11.0	10.4
R元	11.2	10.5
R2	11.1	10.7
R3	11.7	11.4
R4	12.9	12.5
R5	13.0	12.4

③乳児死亡率

	全国	大阪府
S60	5.5	5.6
H2	4.6	4.8
H22	2.3	2.1
H23	2.3	2.3
H24	2.2	2.1
H25	2.1	1.9
H26	2.1	2.0
H27	1.9	1.8
H28	2.0	1.6
H29	1.9	1.9
H30	1.9	2.0
R元	1.9	1.7
R2	1.8	1.8
R3	1.7	1.5
R4	1.8	1.7
R5	1.8	2.2

④新生児死亡率

	全国	大阪府
S60	3.4	3.4
H2	2.6	2.6
H22	1.1	1.0
H23	1.1	1.1
H24	1.0	0.8
H25	1.0	0.8
H26	0.9	0.9
H27	0.9	0.6
H28	0.9	0.7
H29	0.9	0.8
H30	0.9	0.6
R元	0.9	0.8
R2	0.8	0.7
R3	0.8	0.7
R4	0.8	0.8
R5	0.8	1.1

⑤周産期死亡率

	全国	大阪府
S60	8.0	7.5
H2	5.7	5.8
H22	4.2	4.0
H23	4.1	4.1
H24	4.0	4.0
H25	3.7	3.6
H26	3.7	3.5
H27	3.7	3.2
H28	3.6	3.5
H29	3.5	2.9
H30	3.3	3.1
R元	3.4	3.6
R2	3.2	2.4
R3	3.4	3.3
R4	3.3	3.4
R5	3.3	3.3

⑥死産率

	全国	大阪府
S60	46.0	51.3
H2	42.3	47.9
H22	24.2	24.8
H23	23.9	23.6
H24	23.4	23.1
H25	22.9	22.5
H26	22.9	22.6
H27	22.0	22.1
H28	21.0	21.1
H29	21.1	20.8
H30	20.9	21.1
R元	22.0	21.0
R2	20.1	19.8
R3	19.7	19.3
R4	19.3	18.9
R5	20.9	19.5

⑦妊産婦死亡率

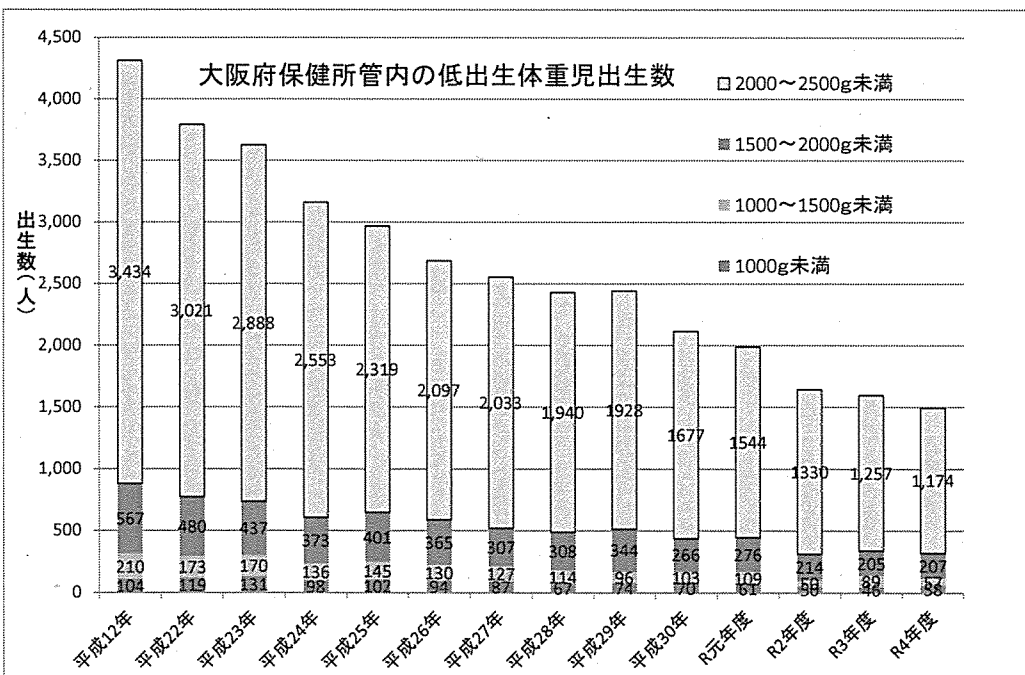
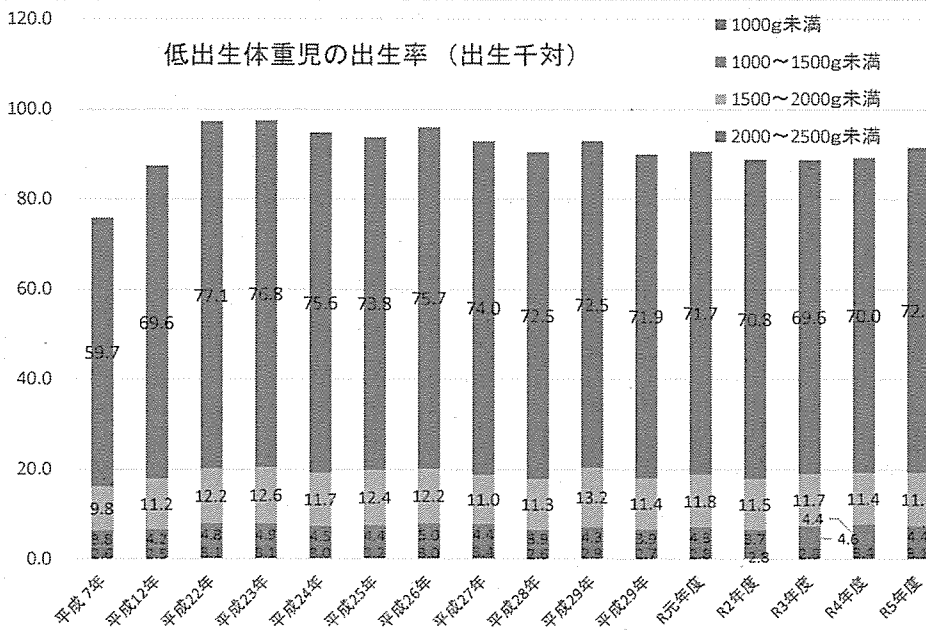
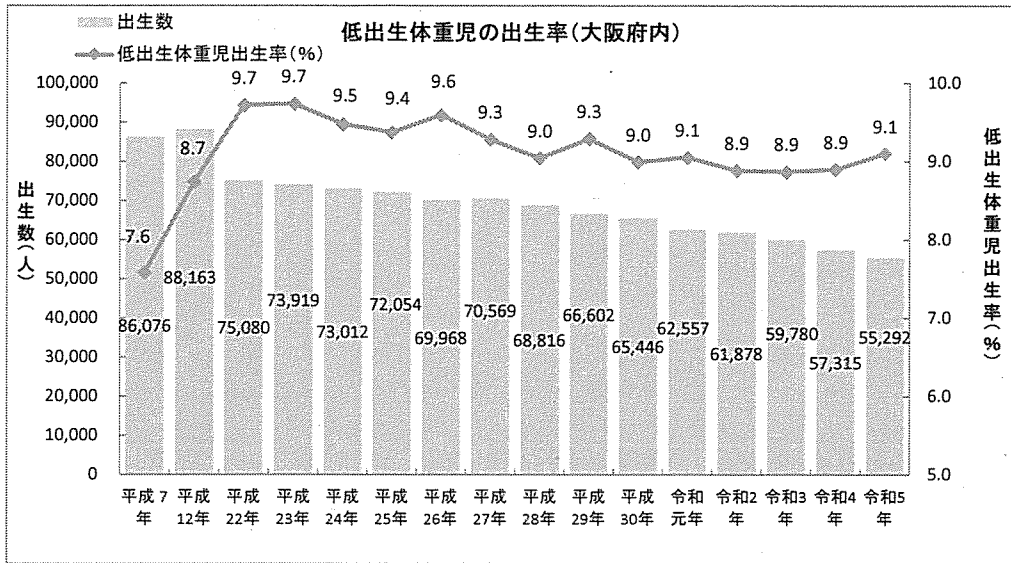
	全国	大阪府
S60	15.1	14.2
H2	8.2	9.9
H22	4.1	3.9
H23	3.8	6.6
H24	4.0	0.0
H25	3.9	8.1
H26	3.2	1.4
H27	3.8	1.4
H28	3.4	5.7
H29	3.8	0.0
H30	3.3	4.5
R元	3.3	3.1
R2	2.7	3.2
R3	2.5	0.0
R4	4.2	3.4
R5	3.1	5.3

⑧合計特殊出生率

	全国	大阪府
S60	1.76	1.69
H2	1.54	1.46
H22	1.39	1.33
H23	1.39	1.30
H24	1.41	1.31
H25	1.43	1.32
H26	1.42	1.31
H27	1.45	1.39
H28	1.44	1.37
H29	1.43	1.35
H30	1.42	1.35
R元	1.36	1.31
R2	1.33	1.31
R3	1.30	1.27
R4	1.26	1.22
R5	1.20	1.19

※データは全て、大阪府内（政令・中核市を含む）

### 低出生体重児の推移



大阪府内低出生体重児の出生数

	出生数	低出生体重児出生数	低出生体重児出生数				低出生体重児出生率(%)
			1000g未満	1000～1500g未満	1500～2000g未満	2000～2500g未満	
平成7年	86,076	6,528	223	329	841	5,135	7.6
平成12年	88,163	7,704	217	370	985	6,132	8.7
平成22年	75,080	7,298	233	360	918	5,787	9.7
平成23年	73,919	7,198	227	364	928	5,679	9.7
平成24年	73,012	6,920	217	327	857	5,519	9.5
平成25年	72,054	6,753	228	316	893	5,316	9.4
平成26年	69,968	6,715	212	349	854	5,300	9.6
平成27年	70,569	6,551	241	311	779	5,220	9.3
平成28年	68,816	6,222	182	271	779	4,990	9.0
平成29年	66,602	6,188	196	285	880	4,827	9.3
平成30年	65,446	5,887	178	258	747	4,704	9.0
令和元年	62,557	5,664	173	271	737	4,483	9.1
令和2年	61,878	5,498	173	231	712	4,382	8.9
令和3年	59,780	5,304	169	275	700	4,160	8.9
令和4年	57,315	5,113	193	254	655	4,011	8.9
令和5年	55,292	5,059	172	244	648	3,995	9.1

低出生体重児の出生率(出生千対)

	低出生体重児出生率	低出生体重児出生率			
		1000g未満	1000～1500g未満	1500～2000g未満	2000～2500g未満
平成7年	75.8	2.6	3.8	9.8	59.7
平成12年	87.4	2.5	4.2	11.2	69.6
平成22年	97.2	3.1	4.8	12.2	77.1
平成23年	97.4	3.1	4.9	12.6	76.8
平成24年	94.8	3.0	4.5	11.7	75.6
平成25年	93.7	3.2	4.4	12.4	73.8
平成26年	96.0	3.0	5.0	12.2	75.7
平成27年	92.8	3.4	4.4	11.0	74.0
平成28年	90.4	2.6	3.9	11.3	72.5
平成29年	92.9	2.9	4.3	13.2	72.5
平成29年	90.0	2.7	3.9	11.4	71.9
R元年度	90.5	2.8	4.3	11.8	71.7
R2年度	88.9	2.8	3.7	11.5	70.8
R3年度	88.7	2.8	4.6	11.7	69.6
R4年度	89.2	3.4	4.4	11.4	70.0
R5年度	91.5	3.1	4.4	11.7	72.3

大阪府保健所管内の低出生体重児出生数

※政令・中核市を除く(R2年度から吹田市が中核市に移行)

	出生数	2500g未満合計	低出生体重児出生数			
			1000g未満	1000～1500g未満	1500～2000g未満	2000～2500g未満
平成12年	51,037	0	104	210	567	3,434
平成22年	37,540	4,108	119	173	480	3,021
平成23年	36,716	3,626	131	170	437	2,888
平成24年	32,900	3,160	98	136	373	2,553
平成25年	31,986	2,967	102	145	401	2,319
平成26年	28,175	2,686	94	130	365	2,097
平成27年	28,295	2,544	87	127	307	2,033
平成28年	27,433	2,554	67	114	308	1,940
平成29年	26,600	2,554	74	96	344	1,928
平成30年	23,958	2,116	70	103	266	1,677
R元年度	21,542	1,990	61	109	276	1,544
R2年度	18,162	1,644	50	50	214	1,330
R3年度	17,709	1,597	46	89	205	1,257
R4年度	16,960	1,496	58	57	207	1,174

## 市町村母子保健事業

数値出典：地域保健・健康増進事業報告、母子保健業務報告  
人口動態統計

### 1. 妊娠届出

市町村は妊娠の届出（母子保健法第15条）をした者に対して母子健康手帳を交付（母子保健法第16条）している。平成28年1月に改訂された「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」において、妊娠期の早い時期に「支援を要する妊婦」を把握し適切な支援を開始することの重要性を明記している。

○令和5年度

市町村	妊娠届出数	妊娠届出時点の妊娠週(月)数						分娩後	不詳
		満11週以内 (第3月以内)	(妊娠届出数に 対する割合%)	満12～19週 (第4～5月)	満20～27週 以内(第6～7月)	満28週以上 (第8月以上)			
大阪市	20,387	19,569	96.0%	610	111	95	2	0	
堺市	5,269	5,107	96.9%	122	25	13	2	0	
東大阪市	3,128	2,990	95.6%	110	18	6	4	0	
高槻市	2,208	2,092	94.7%	96	15	4	1	0	
豊中市	2,915	2,838	97.4%	62	10	3	2	0	
枚方市	2,394	2,310	96.5%	63	14	6	1	0	
八尾市	1,696	1,621	95.6%	45	15	5	0	10	
寝屋川市	1,366	1,298	95.0%	55	10	1	2	0	
吹田市	2,965	2,872	96.9%	71	18	4	0	0	
池田市	688	669	97.2%	17	1	1	0	0	
箕面市	805	783	97.3%	13	5	4	0	0	
豊能町	44	43	97.7%	1	0	0	0	0	
能勢町	18	18	100.0%	0	0	0	0	0	
茨木市	2,267	2,185	96.4%	71	7	4	0	0	
摂津市	760	717	94.3%	15	8	1	0	19	
島本町	229	225	98.3%	3	1	0	0	0	
守口市	1,030	983	95.4%	34	4	4	0	5	
大東市	687	651	94.8%	26	7	3	0	0	
門真市	718	688	95.8%	18	7	5	0	0	
四條畷市	323	307	95.0%	14	1	1	0	0	
交野市	475	455	95.8%	15	1	1	3	0	
柏原市	401	384	95.8%	16	1	0	0	0	
富田林市	531	504	94.9%	14	9	2	0	2	
河内長野市	388	373	96.1%	8	6	1	0	0	
松原市	745	713	95.7%	20	5	1	6	0	
羽曳野市	617	599	97.1%	14	2	2	0	0	
藤井寺市	362	336	92.8%	7	1	3	0	15	
大阪狭山市	343	339	98.8%	2	1	1	0	0	
太子町	53	51	96.2%	0	0	1	1	0	
河南町	49	49	100.0%	0	0	0	0	0	
千早赤阪村	14	13	92.9%	1	0	0	0	0	
岸和田市	1,210	1,130	93.4%	69	4	5	2	0	
泉大津市	521	497	95.4%	22	1	1	0	0	
貝塚市	439	418	95.2%	19	2	0	0	0	
泉佐野市	641	615	95.9%	19	7	0	0	0	
和泉市	1,144	1,067	93.3%	45	4	4	24	0	
高石市	352	337	95.7%	15	0	0	0	0	
泉南市	340	322	94.7%	8	0	2	0	8	
阪南市	174	165	94.8%	8	0	0	1	0	
忠岡町	97	93	95.9%	4	0	0	0	0	
熊取町	207	195	94.2%	9	1	2	0	0	
田尻町	63	63	100.0%	0	0	0	0	0	
岬町	41	40	97.6%	0	0	0	0	1	
計	59,104	56,724	96.0%	1,761	322	186	51	60	

## 2. 妊婦一般健康診査

妊娠を届出した全妊婦を対象に、委託医療機関で実施している。

○令和5年度

市町村	妊婦一般健康診査					
	受診 実人員	受診 延人員	延人員/実人員	妊婦B型 肝炎検査 実人員	事後指導	
					妊婦	乳児
大阪市	20,224	239,011	12	20224	1	0
堺市	5,167	62,719	12	5167	7	0
東大阪市	2,976	36,960	12	2976	0	0
高槻市	2,141	25,209	12	2141	0	0
豊中市	2,885	37,064	13	2337	4	0
枚方市	3,824	28,638	7	2350	1	0
八尾市	2,710	21,392	8	1567	3	0
寝屋川市	2,113	16,050	8	1311	2	0
吹田市	4,576	32,693	7	2513	2	0
池田市	1,021	7,614	7	582	1	0
箕面市	821	9,796	12	821	0	0
豊能町	58	444	8	41	0	0
能勢町	27	176	7	15	0	0
茨木市	3,539	26,655	8	2178	0	0
摂津市	1,146	8,524	7	732	0	0
島本町	343	2,668	8	224	0	0
守口市	1,592	11,544	7	906	2	0
大東市	1,104	8,309	8	654	1	0
門真市	1,084	8,400	8	515	1	0
四條畷市	563	3,862	7	305	0	0
交野市	788	5,847	7	472	1	0
柏原市	643	4,762	7	367	0	0
富田林市	856	6,523	8	480	0	0
河内長野市	388	4,903	13	371	1	0
松原市	817	8,753	11	747	1	0
羽曳野市	948	7,449	8	548	0	0
藤井寺市	605	4,523	7	357	0	0
大阪狭山市	616	4,715	8	332	0	0
太子町	88	708	8	88	0	0
河南町	93	717	8	93	0	0
千早赤阪村	21	163	8	13	0	0
岸和田市	2,039	15,229	7	1301	0	0
泉大津市	833	6,133	7	484	1	0
貝塚市	659	4,768	7	659	1	0
泉佐野市	1,022	7,888	8	615	1	0
和泉市	1,120	12,905	12	1077	4	0
高石市	629	4,465	7	262	0	0
泉南市	553	4,146	7	335	0	0
阪南市	279	3,359	12	154	0	0
忠岡町	98	1,138	12	98	0	0
熊取町	335	2,544	8	193	0	0
田尻町	91	1,076	12	49	0	0
岬町	72	544	8	38	0	0
計	71,507	700,986	10	56692	35	0

### 3. 妊産婦・新生児・未熟児の保健指導

妊産婦・新生児・未熟児については、必要に応じて助産師・保健師等が面接や家庭訪問により保健指導を実施している。

○令和5年度

市町村	保健指導										電話相談
	妊婦		産婦		乳児		幼児		その他・未熟児		電話相談 延人員
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
大阪市	26,584	26,584	8,590	8,590	17,833	17,833	33,158	33,158	419	419	58,742
堺市	5,940	6,127	202	259	861	1,161	2,189	3,176	138	138	22,487
東大阪市	3,475	3,545	306	647	782	1,549	364	651	0	0	6,831
高槻市	2,380	3,116	225	732	244	284	286	330	150	174	12,019
豊中市	3,576	3,608	156	178	2,455	2,683	3,436	3,683	690	691	16,004
枚方市	2,870	2,878	680	744	1,190	1,549	2,056	2,803	251	702	13,031
八尾市	1,837	1,863	423	495	1,594	1,680	3,348	3,718	678	988	8,581
寝屋川市	1,929	1,943	1,233	1,317	299	374	1,309	1,619	273	338	15,009
吹田市	3,246	3,263	987	1,043	1,831	1,888	7,218	7,360	0	0	15,728
池田市	744	774	16	21	21	110	67	105	8	11	2,424
箕面市	953	971	1,035	1,082	1,043	1,089	2,301	2,333	6	7	3,350
豊能町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨木市	2,955	3,038	38	44	326	344	407	421	10	13	3,870
摂津市	833	906	675	676	127	181	186	252	63	73	2,167
島本町	274	292	83	109	266	302	172	217	0	0	1,819
守口市	1,041	1,135	136	236	136	236	874	1,403	26	44	12,546
大東市	757	793	298	393	301	388	518	687	0	0	2,169
門真市	808	829	43	66	240	251	1,096	1,153	14	26	2,995
四條畷市	456	467	60	73	129	171	133	182	1	1	1,734
交野市	538	548	311	312	334	343	1,433	1,532	115	116	1,347
柏原市	1,061	1,061	706	715	43	63	115	132	3	5	1,515
富田林市	666	670	272	659	272	659	697	1,787	74	74	3,775
河内長野市	435	824	59	61	121	144	73	84	1	1	1,428
松原市	823	1,020	143	182	237	252	700	1,037	13	20	4,036
羽曳野市	617	1,160	54	54	698	714	1,630	2,509	55	55	3,864
藤井寺市	466	483	638	806	295	495	273	404	8	12	2,282
大阪狭山市	459	668	120	143	120	143	160	185	8	9	2,378
太子町	164	174	136	153	78	114	183	201	10	11	432
河南町	74	74	41	43	22	24	273	276	3	3	47
千早赤阪村	20	29	23	72	22	71	49	114	0	0	308
岸和田市	1,443	1,901	1,760	2,281	1,692	2,206	3,448	3,901	209	266	15,740
泉大津市	585	597	70	74	51	52	117	121	0	0	773
貝塚市	536	552	153	154	251	298	224	339	2	2	2,378
泉佐野市	233	235	183	183	132	140	214	232	7	31	1,772
和泉市	1,342	1,417	254	564	888	1,157	3,670	4,531	55	77	4,538
高石市	446	930	368	509	225	482	479	813	0	0	2,966
泉南市	368	371	66	100	109	142	625	636	3	3	1,035
阪南市	207	212	11	12	229	306	593	866	26	32	877
忠岡町	105	110	20	34	34	48	57	67	4	4	170
熊取町	244	417	278	659	354	581	1,342	1,540	5	6	1,471
田尻町	73	73	6	13	61	62	54	104	0	0	576
岬町	41	64	10	19	61	70	260	357	0	0	480
計	71,604	75,722	20,868	24,507	36,007	40,639	75,787	85,019	3,328	4,352	255,694



令和5年度

訪問指導

市町村	妊婦		産婦		新生児 (未熟児を除く)		乳児家庭全戸訪問 (母抱)		未熟児		乳児家庭全戸訪問 (母抱)		乳児 (新生児・未熟児を除く)		乳児家庭全戸訪問 (母抱)		幼児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
大阪市	791	1,134	17,869	19,393	2,395	2,620	1,020	-	723	809	723	-	15,751	17,421	15,142	-	2,400	3,459	87	147
堺市	174	310	3,777	3,978	363	413	363	-	410	493	410	-	3,249	3,603	3,249	-	1,031	1,530	53	64
東大阪市	170	285	2,146	2,540	1,383	1,464	1,383	-	201	249	188	-	1,614	2,044	1,354	-	637	1,053	0	0
高槻市	66	125	1,157	1,489	117	117	41	-	240	330	39	-	861	1,062	567	-	281	498	35	81
豊中市	103	169	2,242	2,927	433	486	433	-	257	357	257	-	1,698	2,172	1,698	-	325	561	30	30
枚方市	97	168	2,484	2,907	372	415	289	-	432	636	198	-	2,050	2,389	1,914	-	227	340	358	527
八尾市	41	88	1,751	2,109	254	293	202	-	156	196	127	-	1,437	1,685	1,312	-	117	301	158	311
寝屋川市	59	89	1,034	2,739	264	293	0	0	114	328	0	0	817	2,388	810	-	291	475	263	416
吹田市	62	106	2,499	3,617	378	423	0	0	274	454	0	0	1,847	2,740	0	0	245	472	0	0
池田市	6	25	109	157	44	61	35	40	52	75	37	40	129	263	81	104	47	122	0	0
箕面市	14	22	251	334	38	42	38	38	28	42	22	22	185	250	156	156	149	221	1	1
豊能町	4	5	107	195	33	35	22	22	6	7	2	2	83	173	16	16	64	79	18	23
能勢町	0	0	26	26	10	10	10	10	0	0	0	0	0	38	7	7	7	1	0	0
茨木市	43	58	131	186	22	29	0	0	48	67	0	0	1,070	1,117	0	0	971	1,003	2	3
摂津市	15	22	306	307	25	29	8	8	6	7	6	6	383	471	286	286	150	228	0	0
島本町	9	16	235	342	59	66	57	57	22	52	22	22	161	252	125	125	64	104	75	126
守口市	27	80	182	335	31	58	31	58	38	100	38	100	140	177	140	177	139	272	31	45
大東市	58	87	432	525	237	261	0	0	46	49	0	0	224	284	0	0	149	217	6	10
門真市	28	40	123	159	31	38	2	2	14	17	5	5	98	123	68	68	134	195	1	1
四條畷市	58	78	334	391	188	201	108	108	47	67	38	38	315	470	183	183	202	319	12	13
交野市	15	27	164	240	46	69	34	34	18	18	18	18	136	226	81	81	101	159	1	1
柏原市	20	27	104	132	13	16	0	0	12	12	11	11	92	112	71	71	47	72	0	0
高田林市	16	22	89	126	32	32	7	7	10	10	1	1	47	84	0	0	58	82	0	0
河内長野市	16	20	90	108	34	36	0	0	11	15	0	0	91	118	0	0	51	72	1	1
松原市	53	90	102	343	37	51	35	35	21	39	20	20	61	257	34	34	188	336	167	318
羽曳野市	25	63	229	342	29	35	0	0	37	59	0	0	219	304	0	0	151	261	44	79
藤井寺市	15	22	181	195	20	20	7	7	44	47	38	38	169	193	132	132	54	83	0	0
大阪狭山市	7	11	38	55	3	5	2	2	4	5	2	2	28	42	16	16	19	19	1	1
太子町	7	10	34	55	9	12	4	4	4	5	2	2	24	38	6	6	15	19	9	21
河南町	0	0	23	23	3	3	3	3	7	7	7	7	15	15	15	15	0	0	0	0
千早赤阪村	3	7	16	25	12	15	10	10	0	0	0	0	7	12	6	6	30	73	36	358
岸和田市	28	57	163	297	29	32	0	0	31	75	1	1	102	189	4	4	177	317	5	5
泉大津市	15	16	543	593	8	8	1	1	18	18	18	18	517	567	145	145	21	22	0	0
貝塚市	18	34	10	10	6	9	0	0	2	6	0	0	15	38	1	1	17	23	0	0
泉佐野市	52	52	215	238	9	10	9	10	44	54	44	54	166	178	166	178	94	105	69	115
和泉市	50	65	113	135	59	67	56	56	84	116	68	68	492	635	474	474	124	207	6	10
高石市	18	24	29	30	14	14	15	15	15	15	15	15	181	199	122	122	50	60	0	0
泉南町	12	15	101	108	13	14	12	12	12	12	12	12	106	119	94	100	29	31	15	17
阪南市	13	21	160	193	15	19	15	19	11	13	11	13	178	228	138	138	83	144	0	0
忠岡町	3	5	68	91	14	18	0	0	6	8	6	6	52	69	44	44	7	10	2	8
熊取町	3	10	168	360	12	13	0	0	4	12	4	4	173	376	18	18	40	74	10	27
田尻町	0	0	52	68	0	0	0	0	0	0	0	0	50	77	26	26	3	10	0	0
岬町	3	7	49	59	13	13	13	13	10	15	10	10	40	44	31	31	8	17	0	0
計	2,217	3,512	39,936	48,482	7,092	7,865	4,265	572	3,519	4,896	2,400	537	35,111	43,242	28,732	2,764	8,991	13,646	1,486	2,759

#### 4. 乳児一般・乳児後期健康診査

出生を届出た全乳児に一般健康診査票を交付し、乳児前期及び乳児後期に委託医療機関で健康診査を実施している。

○令和5年度

市町村	乳児一般健康診査				乳児後期健康診査			
	受診 実人員	受診結果			受診実人員	受診結果		
		異常 なし	異常あり その他	不明		異常 なし	異常あり その他	不明
大阪市	16,079	14,405	1,674	—	16,094	13,846	2,248	—
堺市	4,632	4,216	416	—	4,979	4,267	712	—
東大阪市	2,602	2,435	167	—	2,692	2,419	273	—
高槻市	1,896	1,750	146	—	2,047	1,871	176	—
豊中市	2,433	2,250	183	—	2,642	2,300	342	—
枚方市	2,053	1,785	268	—	2,240	1,284	956	—
八尾市	1,530	1,366	164	—	1,504	1,300	204	—
寝屋川市	1,212	1,094	118	—	1,232	1,093	139	—
吹田市	2,486	2,216	270	—	2,944	2,627	317	—
池田市	584	547	37	0	635	570	65	0
箕面市	729	683	46	0	747	652	95	0
豊能町	25	23	2	0	31	30	1	0
能勢町	11	11	0	0	10	10	0	0
茨木市	1,940	1,768	172	0	2,158	1,798	360	0
摂津市	556	511	45	0	631	547	84	0
島本町	196	159	37	0	241	172	69	0
守口市	876	796	80	0	973	614	359	0
大東市	645	518	86	41	658	545	113	0
門真市	600	544	56	0	539	493	46	0
四條畷市	264	229	35	0	326	258	68	0
交野市	458	403	55	0	467	414	53	0
柏原市	363	335	28	0	343	288	55	0
富田林市	506	433	72	1	567	327	240	0
河内長野市	401	293	84	24	448	387	61	0
松原市	668	610	58	0	665	608	57	0
羽曳野市	602	517	85	0	621	378	243	0
藤井寺市	361	294	50	17	340	282	58	0
大阪狭山市	393	332	41	20	405	376	29	0
太子町	56	49	7	0	66	63	3	0
河南町	50	38	12	0	51	47	4	0
千早赤阪村	14	12	2	0	13	11	2	0
岸和田市	1,105	910	195	0	1,177	1,050	127	0
泉大津市	533	473	60	0	474	423	51	0
貝塚市	380	319	48	13	402	327	66	9
泉佐野市	608	552	42	14	569	493	76	0
和泉市	1,008	937	71	0	1,063	950	113	0
高石市	365	328	37	0	373	299	74	0
泉南市	316	275	24	17	325	214	111	0
阪南市	188	170	18	0	205	181	24	0
忠岡町	86	69	17	0	88	79	9	0
熊取町	218	198	20	0	293	251	42	0
田尻町	49	46	3	0	48	44	4	0
岬町	34	34	0	0	33	27	6	0
計	50,111	44,933	5,031	147	52,359	44,215	8,135	9

5. 3～4か月児健康診査

出生届や住民基本台帳を基に対象児を把握し、市町村保健センター等において健康診査を実施している。

○令和5年度

市町村	一般健康診査										
	対象人員	受診実人員	受診率 (%)	受診結果							
				異常なし	要指導	要観察	要医療	身体面	精神面	要精密	既医療
大阪市	18,340	17,705	96.5%	11,625	—	3,584	307	307	0	737	1,452
堺市	5,293	5,184	97.9%	4,027	—	629	20	20	0	188	320
東大阪市	2,949	2,894	98.1%	1,790	—	639	44	44	0	171	361
高槻市	2,228	2,177	97.7%	1,535	—	282	243	243	0	0	117
豊中市	3,013	2,929	97.2%	2,274	—	416	1	1	0	70	168
枚方市	2,409	2,356	97.8%	1,787	—	490	0	0	0	79	0
八尾市	1,652	1,617	97.9%	1,374	—	133	9	9	0	26	75
寝屋川市	1,335	1,283	96.1%	770	—	314	40	40	0	50	109
吹田市	3,040	2,894	95.2%	2,580	—	157	45	45	0	42	70
池田市	663	652	98.3%	311	161	134	3	3	0	38	5
箕面市	836	822	98.3%	147	521	109	1	1	0	28	16
豊能町	30	33	110.0%	17	0	11	1	1	0	2	2
能勢町	16	17	106.3%	14	0	1	0			0	2
茨木市	2,230	2,191	98.3%	749	952	183	0	0	0	152	403
摂津市	658	649	98.6%	246	193	101	11	11	0	32	66
島本町	196	190	96.9%	117	0	43	0	0	0	14	17
守口市	1,076	1,081	100.5%	704	81	112	28	28	0	43	81
大東市	723	701	97.0%	332	195	60	8	8	0	32	74
門真市	618	546	88.3%	318	84	130	1	1	0	9	4
四條畷市	349	342	98.0%	112	173	25	0	0	0	15	18
交野市	471	466	98.9%	195	107	61	0	0	0	11	92
柏原市	394	390	99.0%	68	213	58	0	0	0	5	46
富田林市	582	567	97.4%	369	103	46	7	7	0	15	27
可内長野市	425	418	98.4%	169	101	81	5	5	0	14	48
松原市	695	686	98.7%	323	248	87	4	4	0	14	10
羽曳野市	632	619	97.9%	503	4	106	3	3		8	96
藤井寺市	374	371	99.2%	154	62	76	0	0	0	4	76
大阪狭山市	426	417	97.9%	223	48	72	17	17	0	13	49
太子町	65	65	100.0%	32	1	9	4	4	0	2	17
河南町	49	48	98.0%	34	3	0	0	0	0	1	10
千早赤阪村	10	10	100.0%	9	0	0	0	0	0	1	0
岸和田市	1,170	1,125	96.2%	452	336	201	14	14	0	64	58
泉大津市	555	543	97.8%	344	31	81	0	0	0	5	82
貝塚市	402	388	96.5%	261	26	42	25	25	0	12	22
泉佐野市	623	610	97.9%	232	118	175	19	19	0	9	65
和泉市	1,097	1,059	96.5%	876	3	73	6	6	0	33	81
高石市	382	381	99.7%	340	0	19	11	11	0	4	7
泉南市	371	361	97.3%	214	62	46	13	13	0	6	45
阪南市	213	209	98.1%	121	145	45	6	6	0	17	26
忠岡町	93	93	100.0%	46	1	34	2	2	0	1	9
熊取町	247	249	100.8%	111	35	89	0	0	0	4	10
田尻町	48	48	100.0%	45	0	3	0	0	0	0	1
岬町	52	51	98.1%	33	3	9	0	0	0	0	6
計	57,030	55,437	97.2%	35,983	4,010	8,966	898	898	0	1,971	4,243

6. 1歳6か月児健康診査(昭和52年度より実施)

幼児初期の身体発育・精神発達面で、歩行や言語発達の指導が容易に得られる1才6か月の児に対して健康診査を実施している。

○令和5年度

市町村	対象人員	受診実人員	受診率(%)	異常なし	要指導	要観察	受診結果			要精密	既医療
							要医療	身体面	精神面		
大阪市	18,050	17,287	95.8%	10,878	—	4,995	113	113	0	354	947
堺市	5,370	5,324	99.1%	2,764	—	2,228	9	9	0	173	150
東大阪市	2,947	2,920	99.1%	1,492	—	1,104	11	10	1	248	254
高槻市	2,338	2,312	98.9%	1,439	—	691	50	50	0	0	132
豊中市	3,150	3,067	97.4%	1,825	—	1,031	0	0	0	46	165
枚方市	2,753	2,630	95.5%	382	—	2,221	0	0	0	27	0
八尾市	1,855	1,790	96.5%	1,593	—	127	12	11	1	13	45
寝屋川市	1,446	1,371	94.8%	707	—	531	21	21	0	25	87
吹田市	3,155	3,052	96.7%	2,797	—	158	13	13	0	39	45
池田市	749	742	99.1%	171	143	468	2	0	2	26	9
箕面市	970	935	96.4%	185	586	117	0	0	0	20	27
豊能町	59	59	100.0%	29	6	19	0	0	0	0	5
能勢町	21	22	104.8%	4	0	17	0			0	1
茨木市	2,389	2,324	97.3%	866	702	584	7	6	1	38	408
摂津市	742	720	97.0%	234	236	205	3	3	0	9	33
島本町	241	240	99.6%	54	0	168	7	7	0	9	60
守口市	1,140	1,087	95.4%	356	47	676	8	8	0	42	66
大東市	772	731	94.7%	261	118	298	5	5	0	2	47
門真市	663	597	90.0%	180	92	320	2	2	0	2	1
四條畷市	369	361	97.8%	93	132	130	0	0	0	1	7
交野市	554	545	98.4%	152	128	229	0	0	0	12	52
柏原市	404	393	97.3%	38	89	273	0	0	0	7	31
富田林市	636	611	96.1%	281	184	144	2	2	0	31	31
河内長野市	480	465	96.9%	179	74	172	0	0	0	12	28
松原市	720	698	96.9%	262	217	204	0	0	0	12	3
羽曳野市	675	657	97.3%	337	164	405	1	0	1	8	53
藤井寺市	382	379	99.2%	102	57	153	0	0	0	16	74
大阪狭山市	462	452	97.8%	111	135	188	13	13	0	12	17
太子町	77	77	100.0%	27	3	49	0	0	0	2	3
河南町	83	82	98.8%	24	5	37	0	0	0	0	16
千早赤阪村	22	21	95.5%	14	0	7	0	0	0	0	0
岸和田市	1,282	1,251	97.6%	318	235	648	4	4	0	25	21
泉大津市	522	510	97.7%	120	50	338	0	0	0	6	89
貝塚市	515	497	96.5%	391	65	14	9	9	0	6	12
泉佐野市	603	607	100.7%	102	57	526	7	7	0	9	6
和泉市	1,266	1,224	96.7%	488	28	702	4	3	1	49	107
高石市	425	417	98.1%	133	46	195	39	24	15	3	1
泉南市	380	368	96.8%	136	74	187	1	1	0	1	28
阪南市	237	234	98.7%	70	153	152	152	40	112	13	34
忠岡町	100	101	101.0%	49	0	45	0	0	0	0	7
熊取町	272	270	99.3%	56	38	164	0	0	0	3	9
田尻町	55	56	101.8%	55	0	21	0	0	0	0	1
岬町	53	54	101.9%	13	1	35	0	0	0	0	5
計	59,384	57,540	96.9%	29,768	3,865	20,976	495	361	134	1,301	3,117

7. 3歳児健康診査（昭和36年より実施）

幼児の健康・発達の個人差が比較的明らかになり、医療・保健の対応の有無がその後の成長に影響を及ぼす3歳児に対して健康診査を実施している。

○令和5年度

市町村	一般健康診査										
	対象人員	受診実人員	受診率 (%)	受診結果							
				異常なし	要指導	要観察	要医療	身体面	精神面	要精密	既医療
大阪市	18,385	17,282	94.0%	9,899	—	4,090	244	244	0	2,022	1,027
堺市	5,892	5,753	97.6%	4,221	—	881	238	238	0	208	205
東大阪市	3,038	2,927	96.3%	1,438	—	724	15	15	0	559	280
高槻市	2,508	2,434	97.0%	1,631	—	417	217	217	0	0	169
豊中市	3,478	3,334	95.9%	2,155	—	897	0	0	0	86	196
枚方市	3,150	2,849	90.4%	273	—	2,387	0	0	0	189	0
八尾市	2,039	1,906	93.5%	1,719	—	101	13	13	0	28	45
寝屋川市	1,552	1,409	90.8%	652	—	324	218	218	0	128	87
吹田市	3,386	3,107	91.8%	2,808	—	136	10	10	0	81	72
池田市	757	740	97.8%	451	123	184	0	0	0	23	38
箕面市	1,188	1,125	94.7%	194	633	17	109	5	104	85	87
豊能町	60	56	93.3%	25	7	11	0	0	0	6	7
能勢町	31	31	100.0%	14	0	15	0			3	1
茨木市	2,395	2,260	94.4%	975	704	103	0	0	0	204	542
摂津市	728	704	96.7%	285	209	149	1	1	0	16	44
島本町	299	295	98.7%	89	0	181	0	0	0	41	24
守口市	1,135	1,048	92.3%	393	19	531	41	40	1	14	50
大東市	789	761	96.5%	216	137	268	4	4	0	72	66
門真市	664	605	91.1%	162	141	125	19	19	0	153	5
四條畷市	414	397	95.9%	192	99	75	0	0	0	1	31
交野市	603	575	95.4%	141	171	147	0	0	0	68	69
柏原市	440	416	94.5%	64	136	208	0	0	0	0	53
富田林市	709	690	97.3%	354	170	110	1	1	0	76	45
河内長野市	582	560	96.2%	189	218	117	1	1	0	12	23
松原市	813	739	90.9%	400	236	78	2	2	0	18	5
羽曳野市	758	722	95.3%	442	101	237	22	2	20	67	80
藤井寺市	396	372	93.9%	118	66	132	0	0	0	5	55
大阪狭山市	526	506	96.2%	178	74	127	21	21	0	87	33
太子町	88	87	98.9%	32	1	53	0	0	0	6	4
河南町	101	99	98.0%	57	4	21	0	0	0	7	10
千早赤阪村	15	15	100.0%	9	0	5	0	0	0	0	1
岸和田市	1,358	1,222	90.0%	458	447	241	3	3	0	31	42
泉大津市	551	524	95.1%	191	120	141	0	0	0	58	99
貝塚市	511	496	97.1%	421	40	9	4	4	0	12	10
泉佐野市	674	654	97.0%	149	79	406	47	47	0	65	30
和泉市	1,444	1,372	95.0%	623	17	362	326	326	0	144	131
高石市	473	459	97.0%	210	0	123	35	29	6	45	51
泉南市	405	386	95.3%	168	63	142	3	3	0	16	37
阪南市	265	255	96.2%	116	209	98	98	29	69	47	33
忠岡町	121	124	102.5%	64	1	38	0	0	0	9	12
熊取町	335	333	99.4%	86	91	128	0	0	0	13	15
田尻町	73	70	95.9%	52	0	18	0	0	0	0	4
岬町	61	60	98.4%	24	3	21	0	0	0	6	6
計	63,190	59,759	94.6%	32,338	4,319	14,578	1,692	1,492	200	4,711	3,824



# 大阪府福祉部における重症心身障がい児者への地域生活支援事業

